

# 行政不服審査法の改正に伴う国税通則法等の改正（平成26年6月改正）

目		次	
一	改正の経緯……………	1107	II 審理手続の計画的進行（創設）…………… 1133
1	行政不服審査制度の見直し……………	1107	III 担当審判官等の指定…………… 1133
2	改正法案……………	1108	IV 請求人・参加人からの反論書・参加人意見書の提出…………… 1134
3	国税の不服申立制度の見直し……………	1109	V 口頭意見陳述の整備…………… 1135
二	行政不服審査法の改正の概要……………	1113	VI 審理のための質問、検査等…………… 1136
1	改正の概要……………	1113	VII 審理手続の計画的遂行（創設）…………… 1136
2	適用関係……………	1119	VIII 審理関係人による物件の閲覧等…………… 1137
三	国税の不服申立手続の見直し……………	1120	IX 審理手続の終結（創設）…………… 1139
1	不服申立ての構造（不服申立前置の見直し）……………	1120	X 裁決の方式等…………… 1139
2	適用除外（不服申立てができない処分）……………	1122	8 雑則…………… 1140
3	不服申立期間の延長……………	1123	9 国税通則法以外の改正…………… 1143
4	行政不服審査法との関係……………	1125	10 適用関係…………… 1146
5	標準審理期間の設定（創設）……………	1127	四 行政手続法の改正の概要…………… 1146
6	再調査の請求……………	1127	1 改正の概要…………… 1146
7	審査請求……………	1130	2 適用関係…………… 1150
I	審査請求の手続（審査請求書の記載事項等）……………	1132	

## 一 改正の経緯

### 1 行政不服審査制度の見直し

行政不服審査制度は、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる制度であり、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられています。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）は、各種の行政上の不服申立てに適用される一般法として定められていますが、昭和37年の制定以降50年以上、実質的な改正はなされていませんでした。

この間、国民の権利意識の変化や、平成5年には、行政手続法（平成5年法律第88号）の制定、また、平成16年には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の抜本的な改正など、制度を取り巻く環境は大きく変化していることから、審理の公正性の確保など時代に即した制度の見直しが喫緊の課題となっていました。

こうした問題意識の下、総務省において『行政不服審査制度の見直し方針』（平成25年6月・総務省）（注）がとりまとめられ、行政不服審査法に定める不服申立制度について、行政手続法及び

行政事件訴訟法との関係を整理し、時代に即した制度とするため、その簡易迅速性を生かしつつ、より公正性が確保され、かつ、利用しやすい制度とする観点から、抜本的な見直しを行うこととされました。また、これに伴い、関係法令について、不服申立てに対する裁決等を経なければ訴訟を提起できないとするいわゆる不服申立前置の見直しを含め、所要の規定の整備を行うこととされました。

(注) 平成20年4月に「行政不服審査法案」、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」及び「行政手続法の一部を改正する法律案」の三法案（以下「20年法案」といいます。）が、幅広い検討を経て閣議決定・国会に提出されましたが（※1）、平成21年の衆議院解散によって審議未了・廃案となりました。上記の『行政不服審査制度の見直し方針』は、この20年法案を基本的に維持しつつ、その後の検討経緯（※2）も踏まえ、総務省が、各省・各団体の意見等も聴いて、改めて検討を行い、とりまとめたものです。

(※1) 20年法案は、当時の司法制度改革の流れ等を受けて、総務省の行政不服審査制度検討会（総務副大臣主宰。座長：小早川東京大学教授（当時））において『行政不服審査制度検討会 最終報告』（平成19年7月）がとりまとめられ、それを基に策定されたものです。

(※2) なお、20年法案の廃案後、2010年（平成22年）8月に総務大臣と行政刷新担当大臣を共同座長とする行政救済制度検討チームが設けられ、①行政不服審査法の改正、②不服申立前置の全面的見直し等について検討が行われました。2011年（平成23年）12月にはその検討結果である『行政救済制度検討チーム取りまとめ』が公表されていたところです。

## 2 改正法案

上記1の改正事項が盛り込まれた「行政不服審

査法案」、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「行政手続法の一部を改正する法律案」（以下「三法案」といいます。）は、平成26年3月14日に閣議決定・国会に提出されました。5月20日の衆議院総務委員会において、与野党共同で、行政不服審査法案に対する修正案（参考1）が提出され、三法案とともに可決されました（参考2）。同修正案を織り込んだ三法案は5月22日に衆議院本会議で可決され、その後、6月6日に参議院本会議で可決・成立し、6月13日に公布されています。

このうち「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第69号）の中で、国税に関する不服申立手続について定める国税通則法の改正が行われています（整備法99）。

以下では、行政不服審査法の改正の概要、国税通則法等の改正の内容及び行政手続法の改正の概要について説明します。

### （参考1） 行政不服審査法案に対する修正案

行政不服審査法案の一部を次のように修正する。

附則に次の一条を加える。

（検討）

第6条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（参考2） 5月20日の衆議院総務委員会において、三法案を可決した際に、この行政不服審査法案に対し、与野党共同（共産党を除く。）で次の附帯決議が提案され、全会一致で決議されました。

#### 行政不服審査法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一 今回導入される第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利

救済の実効性を担保できるようにするため、適切な人材の選任に配慮すること。特に、地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材の選任に配慮すること。

二 今回の制度改正の周知の過程において、地方公共団体が行った処分について審査請求すべき行政庁を住民に十分説明すること。

三 今回の改正によって新たに設けられた「再調査の請求」が、処分庁が簡易に処分を見直す事後救済手続であることを国民に十分説明すること。

四 審理手続における審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧・謄写について、審理の簡易迅速性の要請も踏まえつつ検討を行うこと。

**（参考3）** 6月5日の参議院総務委員会において、行政不服審査法案を可決した際に、この法律案に対し、与野党共同（共産党を除く。）で次の附帯決議が提案され、全会一致で決議されました。

#### 行政不服審査法案に対する附帯決議

平成26年6月5日  
参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一 行政不服審査制度については、公正で利用しやすい簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済を図り、あわせて行政の適正な運営を確保し、国民の行政への信頼を維持するための制度であることに鑑み、客観的かつ公正な審理手続を一層充実することなどにより、制度本来の目的が最大限発揮できるよう、制度改正後の実施状況を踏まえつつ、今後とも不断の見直しを行うこと。

二 今般の制度改革に伴い、国及び地方公共団体が行った処分については、審査請求すべき行政庁等、新たな行政不服審査制度を利用するに当たって必要となる情報を、懇切・丁寧な広報活動により国民・住民に周知徹底すること。なお、再調査の請求については、処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査をすることにより、処分手続の見直しを行う事後救済手続であることを、十分説明すること。

三 有識者から成る第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利利益の救済について実効性を担保できるよう、適切な人材を選任すること。特に、地方公共団体において、各団体の実情を踏まえつつ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材が確保できるよう格段の配慮を行うこと。

四 証拠書類の閲覧・謄写については、審理手続における審査請求人の権利の拡充や透明性の向上を踏まえ、適切な主張・立証ができるよう、審理関係人又は参考人の陳述内容が記載された文書の閲覧、謄写等について、今後とも検討すること。

### 3 国税の不服申立制度の見直し

各種の行政上の不服申立てに適用される一般法たる行政不服審査法は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、この行政不服審査法の一般的な考え方は、国税の不服申立手続についても、基本的には適用されます。

しかしながら、現行、国税の不服申立手続については、処分の大量性、争いの特殊性といった税務の特質に鑑み、異議申立て及び審査請求の手続を設け、原則としてこの二段階の不服申立手続を経た後でなければ原処分の取消訴訟を提起するこ

とができないこととされ、納税者に対する簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図ることとされています（不服申立前置）。また、国税における審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行機関とは分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」がこれを行うこととされています。

こうしたことから、国税に関する不服申立手続については、行政不服審査法と同一の規定を含め、国税通則法に自足的・網羅的に規定されているところですが、今回、上記の行政不服審査法の見直しに合わせ、国税通則法においても、同様の趣旨から見直すこととされたものです。

#### （参考1） 国税の不服申立制度のこれまでの主な経緯

現行の国税通則法は昭和37年の制定後、昭和45年において、納税者の権利救済制度の改善を図るため、①国税に関する審査請求の審理・裁決を行う機関たる国税不服審判所の設置、②異議申立期間及び第一審としての審査請求期間を2か月（改正前1か月）に延長すること等の改正が行われています。

20年法案（その整備法案において国税通則法の改正が盛り込まれていました。）の廃案以後は、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）を受け、政府税制調査会の専門家委員会（神野直彦委員長）の下に納税環境整備小委員会（三木義一座長）が設けられ、国税の不服申立制度についても、専門的・実務的観点からの検討がなされました。その後、この検討を経て専門家委員会においてとりまとめられた「納税環境整備に関する論点整理」（平成22年9月14日）をも踏まえ、納税環境整備PT（座長：五十嵐文彦財務副大臣）において、平成23年度税制改正に盛り込むべき事項等について「納税環境整備PT報告書」（平成22年11月25日）がとりまとめられました。平成23年度税

制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）においては、このPT報告書を踏まえ、不服申立手続について、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方等について見直しの検討を進めることとされていたところ です。

#### （参考2） 近年の税制改正大綱等

##### ○ 平成20年度税制改正大綱（平成19年12月13日 自由民主党・公明党）

##### 第二 平成20年度税制改正の基本的考え方 7 円滑・適正な納税のための環境整備 （略）

また、行政不服審査制度の抜本的な見直しに合わせて、国民の権利利益の救済等に資する国税の不服申立手続の改善を図るとともに、今後とも適時その見直し、改善を行っていく。

（略）

##### 第三 平成20年度税制改正の具体的内容 七 円滑・適正な納税のための環境整備 （国 税）

5 国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

- (1) 「異議申立て」を「再調査請求（仮称）」に名称変更する。
- (2) 不服申立期間を処分があったことを知った日から3月以内（現行2月以内）に延長する。
- (3) 再調査請求（仮称）についての決定を経ずに審査請求をすることができる期間を2月（現行3月）に短縮する。
- (4) 審査請求人の処分庁に対する質問、争点及び証拠の整理等の手続規定の整備を行う。
- (5) その他所要の整備を行う。

##### ○ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日 閣議決定）

##### 第3章 各主要課題の改革の方向性

## 1. 納税環境整備

### (2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

### (6) 納税環境整備に係るPTの設置

以上、(1)納税者権利憲章（仮称）の制定、(2)国税不服審判所の改革、(3)社会保障・税共通の番号制度導入、(4)歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム（PT）を設置します。特に、(1)(2)(3)については1年以内を目途に結論を出します。

（以下、略）

## ○ 平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日 閣議決定）

### 第2章 各主要課題の平成23年度での取り組み

#### 1. 納税環境整備

（略）

国税不服審判所の改革については、納

税者の簡易・迅速な権利救済を図り、審理の中立性・公正性を高める観点から、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、不服申立ての手続、審判所の組織や人事のあり方について見直しを進めていきます。

（略）

### (6) 国税不服審判所の改革

#### （争訟手続）

国税の不服申立手続の見直しについては、基本的には、現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行われている、①「行政不服審査法の見直し」（審査請求への原則一元化、独立して職権行使を行う「審理官」の創設、証拠書類の閲覧・謄写のあり方、不服申立期間のあり方等）や、②「不服申立前置の見直し」の方向性を踏まえて検討を行う必要があります。

内閣府・行政救済制度検討チームの議論が来年以降本格化することを踏まえ、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方については、同検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとします。

なお、

① 不服申立期間については現行の期間制限（2月）を延長する方向で、証拠書類の閲覧・謄写の範囲については審査請求人と処分庁とのバランスを踏まえつつ拡大する方向で、それぞれ検討を行うこととします。

② 不服申立前置のあり方については、納税者の利便性向上を図ることが求められていることから、争訟手続における納税者の選択の自由度を増やすことを基本に、以下の点にも留意しつつ、原則として2段階となっている現行の仕組みを抜本的に見直す

方向で検討を行うこととします。

イ 現在、審判所における審査請求を含め、国税の不服申立手続が一定の争点整理機能を発揮しており、裁判所の負担軽減に役立っていること

ロ 税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」（平成22年9月14日）の指摘にもあるように、引き続き納税者の簡易・迅速な救済を図る必要があること

ハ 行政に対し自律的に迅速かつ統一的に運用の見直しを図る機会を付与する必要があること

ニ 主要諸外国においても、訴訟に先立ち、租税行政庁への不服申立

てが前置されていること  
(争訟機関)

国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。

- ① 民間からの公募により、年15名程度採用します。
- ② 3年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とします。

さらに、国税不服審判所については、内閣府・行政救済制度検討チームの検討状況を勘案しつつ、簡易・迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配慮して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方を見直しについて検討を行うこととします。

### 第3章 平成23年度税制改正

#### 9. 検討事項

〔国税〕

(3) 不服申立手続については、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方について、内閣府・行政救済制度検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとします。また、国税不服審判所については、同チームの検討状況を勘案しつつ、簡易・迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配慮して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方を見直しについて検討を行います。

#### ○ 平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日 閣議決定）

##### 第2章 平成24年度における主な取組み

##### 7. 納税環境整備

税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するためには、適正課税の観点を踏まえつつ、納税者の立場に立って、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要です。

（略）

納税環境の整備については、こうした点や、内閣府・行政救済制度検討チームの結論等を踏まえた国税不服審査制度のあり方、延滞税等のあり方を含め、平成23年度税制改正法附則第106条の趣旨を踏まえ、納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、引き続き検討を行います。

#### ○ 平成26年度税制改正の大綱（平成25年12月24日 閣議決定）(抄)【再掲】

##### Ⅱ I に追加して決定する事項

##### 六 納税環境整備

##### 3 国税・地方税不服申立制度の見直し

(国 税)

国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲

げる所要の規定の整備を行う。

- (1) 処分に不服がある者は、直接審査請求ができることとする（現行：「異議申立て」と「審査請求」の2段階の不服申立前置）。なお、現行の審査請求に前置する「異議申立て」は「再調査の請求（仮称）」に改める。
- (2) 不服申立期間を処分があったことを知った日の翌日から3月以内（現行：2月以内）に延長する。
- (3) 審理関係人（審査請求人、参加人及び処分庁）は、担当審判官の職権収集資料を含め物件の閲覧及び謄写を求めることができることとする（現行：審査請求人及び参加人の処分庁提出物件の閲覧のみ）。
- (4) 審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備を行う。
- (5) 国税庁長官の法令解釈と異なる解釈

等による裁決をするときは、国税不服審判所長は、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないこととする。国税庁長官は、国税不服審判所長の意見を相当と認める一定の場合を除き、国税不服審判所長と併せて国税審議会に諮問することとする。国税不服審判所長は、その議決に基づいて裁決しなければならないこととする。

- (6) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(5)を除き、改正行政不服審査法の施行の日から適用する。

(※) 上記(5)の見直しについては、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）（平成26年3月31日公布・4月1日施行）の中で、国税通則法の一部改正により見直されています（通法99）。

（略）

## 二 行政不服審査法の改正の概要

### 1 改正の概要

今回の行政不服審査法の見直しは、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、公正性及び利便性の向上等を図る観点から、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会等への諮問手続の導入等、その抜本的な見直し（全部改正）を行うものです。

なお、国税に関する法律に基づく処分（課税処分、徴収処分等）に対する不服申立てについては、国税通則法にその手続規定が設けられているところですが、行政庁の不作為及び事実行為についての不服申立て、酒税法第2章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）及び税理士法等に基づくものについては、従来どおり、改正後の行政不服審査法（以下「改正行政不服審査法」といいます。）の適用を受けるほか、国税庁長官の処分に

対する審査請求（今回の改正により、異議申立てから審査請求に変更）についても改正行政不服審査法の適用を受けることになります（後述三「4 行政不服審査法との関係」参照）。

以下、改正行政不服審査法の概要について、説明します。

#### (1) 公正性の向上

- ① 審理員制度（審理員による審査手続）の導入  
審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」といいます。）は、所属する職員のうちから審理手続を行う者を審理員として指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知しなければならないものとする事とされました（行審法9①）。なお、審理員は、職員のうち処分に関与しない一定の者でなければならないこととされました（行審法9②）。

不服申立ては、審査請求人と処分庁の主張を審理した上で、審査庁（大臣等）が裁決を行う手続ですが、改正前は、この審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことも排除されていなかったところです。このため、今回、審理手続を行う責任者を明確にし、審理対象となる処分に関与しない者である審理員が審理手続を行うことを法律上明確にすることによって、手続の公正性・透明性を高めることとされたものです。

(注) 「審理員」は、審理手続を主宰して、審査庁がすべき裁決に関する意見書を提出するという重要な職務を果たすことに鑑み、相応の責任を持てる者であることが求められると考えられます。典型的には、処分に関与しない官房系統や総務部門の管理職クラスの職員が指名されることが想定されます。

(参考) 審理員の独立性に関して、今回の法案審議において「審理員は、行政不服審査法により固有の権限が与えられており、個別事案の権限行使について、大臣等の指示を受けることなく、自らの名において独立して審理手続を行うこととなります。審理員が一義的に内部基準を踏まえて判断することは見直しの方針のとおりであります。実際の事案によっては、その根拠法令の趣旨に立ち返り、基準と異なる法令解釈により裁決を行うよう意見を述べることも可能であると、このように考えているわけあります。その意味においても、審理員が独立して審理手続を行うことは、国民の権利利益の救済を図る上で重要な意義を有するものと考えております。」との答弁がなされているところです（平成26年5月30日参議院本会議における新藤総務大臣の答弁）。

## ② 第三者機関（行政不服審査会等）への諮問手続の導入

審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、審査請求に係る処分の際に審議会等

（地方公共団体の議会等）の議を経た場合、裁決の際に審議会等の議を経て裁決しようとする場合、審査請求人が諮問を希望しない場合又は行政不服審査会等（行政不服審査会又は地方公共団体に置かれる機関（行審法81①②））によって諮問を要しないものと認められたものである場合を除き、行政不服審査会等に諮問しなければならないこととされました（行審法43①）。

改正前は、個別法において、国民の権利利益の保護の観点から、第三者機関（関税等不服審査会、社会保険審査会等）が審理に関与しているものがありました。全ての行政分野においてこのような手続が設けられているわけではありませんでした。このため、今回、上記①の審理員制度の導入に加え、更に客観性・公正性を高めるため、既存の第三者機関（国税審議会も含まれます。）が処分や審査請求の裁決に関与している場合などを除き、優れた識見を有する委員で構成される第三者機関（行政不服審査会等）が審理に関与することを制度化することとされたものです。

(注) 「行政不服審査会」は、各般にわたる幅広い行政分野における審査請求を扱うことから、行政不服審査法を所管し、その施行に責任を持つ総務省に置くこととされています（行審法67①）。

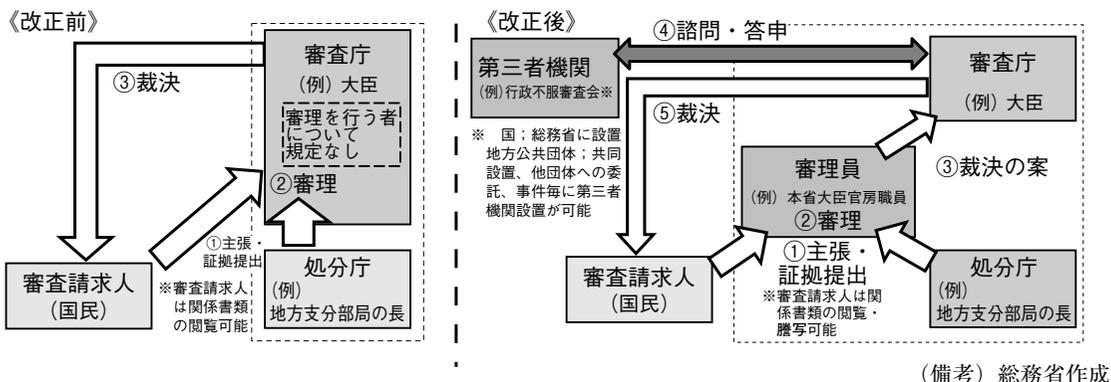
委員（9名）は、「公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者」のうちから総務大臣が両院の同意を得て任命することとされています（行審法68、69①）。

③ 審理手続における審査請求人の権利の拡充  
審理における口頭意見陳述に際し、申立人は、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができるものとする（行審法31⑤）、審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、この法律の規定により提出された書類その他の物件の閲覧又は写し等の交付を求めることができる

こと（行審法38①）など、審理手続の整備が行われました。

（参考図表①）

主な見直し内容
1. 公正性の向上～点検の強化（審理の見える化）～
<p>○ 不服申立ては、審査請求人と処分庁の主張を審理した上で、審査庁（大臣等）が裁決を行う手続【見直し内容】</p> <p>(1) 審理において、職員のうち処分に<u>関与しない者（審理員）</u>が、両者の主張を公正に審理（第9条）                      ・現在、審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがありうる。</p> <p>(2) 裁決について、<u>有識者から成る第三者機関が点検</u>（第43条）                      ・第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上                      ・審査請求人が希望しない場合、第三者機関が不要と認めた場合等には諮問を不要とし、迅速な裁決を希望する国民にも配慮</p> <p>(3) 審理手続における<u>審査請求人の権利を拡充</u>                      ・証拠書類等の閲覧・謄写（第38条）、口頭意見陳述における処分庁への質問（第31条第5項）など。</p>



(2) 使いやすさの向上（国民の利便性）

① 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長

処分についての審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（改正前60日）（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができないこととされました（旧行審法14①、行審法18①）。

② 不服申立ての手続を審査請求に一元化

イ 改正前の制度の概要

改正前の不服申立ては、「審査請求」、「異議申立て」及び「再審査請求」であり、行政庁の処分又は不作為について行う不服

申立てが「審査請求」又は「異議申立て」、審査請求の裁決を経た後さらに行う不服申立てが「再審査請求」です（旧行審法3①）。

「審査請求」は、処分をした行政庁（以下「処分庁」といいます。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」といいます。）以外の行政庁に対してするものであり、「異議申立て」は、処分庁又は不作為庁に対してするものです（旧行審法3②、5②、7本文）。

処分についての不服申立てについては、できるだけ処分庁以外の行政庁に対する不服申立てをするような立法政策（審査請求中心主義）が採られており、原則として、異議申立てができるのは、処分庁に上級行政庁がないとき（処分庁が外局長等であ

るときを含みます。以下同じです。）に限られ、処分庁に上級行政庁があるときは、審査請求をすることとされています（旧行審法5①、6一・二）。

ただし、法律に特別の定めがある場合に限り、異議申立て及び審査請求の両方をすることができますが（旧行審法6ただし書・三）、この場合は、原則として、異議申立てについての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができないこととされています（旧行審法20）。

なお、不作為についての不服申立てについては、不服申立人の選択により、異議申立て又は審査請求のいずれかをすることができます（旧行審法7本文）。

一方、再審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例を含みます。）に特別の定めがある場合（旧行審法8①一・②）及び審査請求又は再審査請求をすることができる処分につきその処分権限を委任した場合（旧行審法8①二・②③）に、処分についての審査請求等の裁決に不服がある者がすることができることとされています。

#### ロ 改正の内容

(イ) 原則として審査請求に一元化し、改正前における審査請求と択一的な関係にある異議申立て及び処分権限を委任した場合の再審査請求を廃止することとされました。具体的には、

- i 行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができるものとされました（行審法2）。
- ii また、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいいます。）がある場合には、当該不作為についての審査請求をする

ことができるものとされました（行審法3）。

iii 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、原則として、処分庁等（処分庁又は不作為庁をいいます。）に上級行政庁がない場合には当該処分庁等に、処分庁等に上級行政庁がある場合には当該処分庁等の最上級行政庁に対してするものとされました（行審法4）。

これは、改正前の異議申立ては、審査請求に比し、審理手続において客観的かつ公正な審理手続が不十分になっているため、上級行政庁があるか否かという不服申立人からすると偶然の差異により（例えば、処分庁に上級行政庁がない場合には当該処分庁に異議申立てをすることとなる）不服申立手続の権利保護のレベルが異なるのは不合理であるといった理由から、「異議申立て」を廃止し「審査請求」に一元化することとされたものです。

(ロ) 改正前の審査請求に前置される異議申立てにほぼ対応するものとして、他の法律に特別の定めがある場合に、不服申立人の選択により、処分についての審査請求の前段階で改めて処分を見直して決定する「再調査の請求」を規定することとされました（行審法5）。

これは、不服申立てが大量にあるもの（国税、関税など）について、例外的に、「再調査の請求（※）」手続を設けることとされたものです。

(※) 処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査をすることによって処分の見直しを行う手続

この趣旨は、要件事実の認定に係る処分が多くなされ、その認定の当否に係る不服申立てが大量にある場合のように、

審査請求手続をとる前に、その処分の事案・内容等を把握している（できる）原処分庁が、審査請求より簡略な手続により改めて処分を見直す意義が特に認められる特別な類型について、不服申立人の選択により国民の権利利益の救済をより迅速に図るとともに、審査庁の負担の軽減を図ることにあるとされています。

(ハ) 改正前の再審査請求に相当するものとして、他の法律に特別の定めがある場合に、処分についての審査請求の裁決に不服がある者がすることができる「再審査請求」を規定することとされました（行審法6）。

これは、専門技術性を有する第三者機関が審理・裁決を行う場合等、改正法における審査請求を経た後の救済手続として意義がある場合（社会保険、労働保険

など）には、例外的に、再審査請求ができることとされたものです。

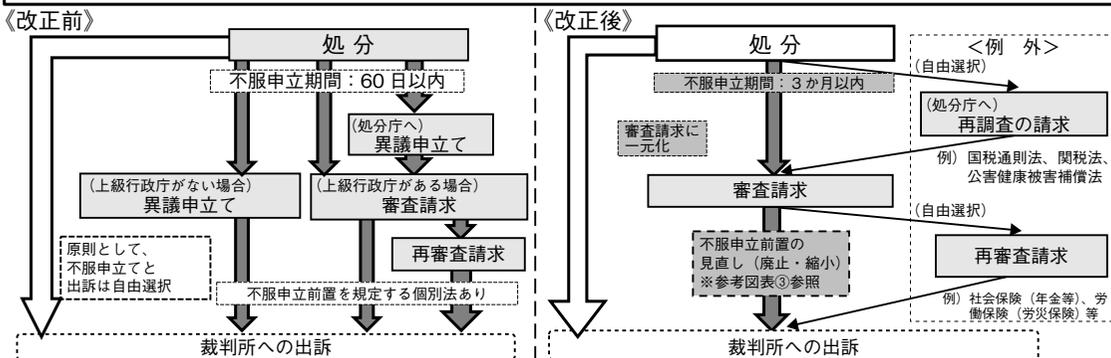
(ニ) 不作為についての審査請求

従来の事務処理の促進を求める審査請求及び異議申立てを廃止し、不作為があるか否か、不作為がある場合にそれが違法又は不当であるか否かにとどまらず、違法又は不当な不作為が認められる場合において、審査庁が申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、争訟の一回的解決を図る観点から、法令に基づく申請を認容するか拒否するかを判断することを可能とする制度とされました（行審法49③）。

③ 標準審理期間の設定、審理手続の計画的遂行の導入などにより、迅速な審理を確保  
審査庁となるべき行政庁は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対す

(参考図表②)

2. 使いやすさの向上～国民の利便性～
- (1) 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長（第18条）
  - (2) 不服申立ての手続を審査請求に一元化
    - ・現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし「審査請求」に一元化（第2条）することで、こうした問題が解消
    - ・不服申立てが大量にあるもの（国税、関税など）について、例外的に、「再調査の請求\*」手続を設ける。申立人は、再調査の請求をすることなく、審査請求をすることができるものとする。（第5条）
      - \* 処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査することによって処分の見直しを行う手続
    - ・審査請求を経た後の救済手続として意義がある場合（社会保険、労働保険など）には、例外的に、再審査請求ができることとする。（第6条）
  - (3) 標準審理期間の設定（第16条）、争点・証拠の事前整理手続の導入（第37条）などにより、迅速な審理を確保
  - (4) 不服申立前置の見直し（参考図表③参照）



(備考) 総務省作成

る裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、公にしておかなければならないものとする（行審法16）、また、審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、口頭意見陳述等一定の審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができるものとする（行審法37①）等の迅速な審理を確保するための規定が設けられました。

④ 不服申立前置の見直し

行政の処分不服がある場合に、不服申立てをするか、直ちに裁判所に出訴するかは、

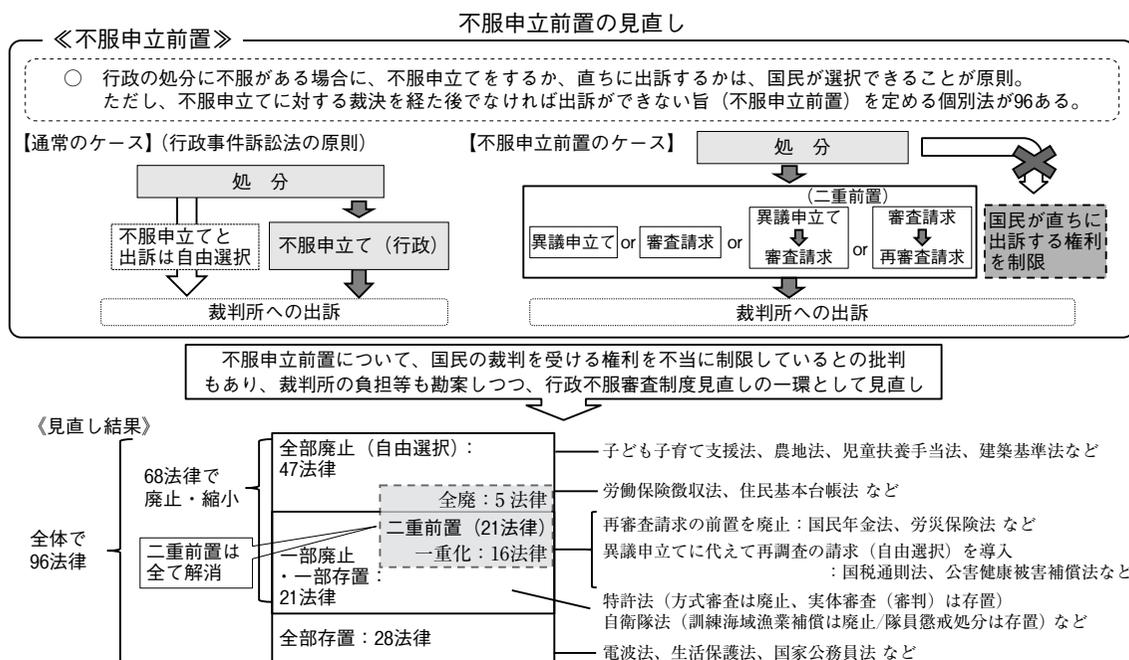
国民が自由に選択できることが原則ですが（行訴法8①本文）、同時に、法律に審査請求に対する裁決を経た後でなければ訴えを提起することができない旨の定め（不服申立前置）があるときは、この限りでない（行訴法8①ただし書）こととされており、不服申立前置を定める個別法があります。

今回、この不服申立前置について、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判もあり、使いやすさの向上を図る観点から、裁判所の負担等も勘案しつつ、行政不服審査制度見直しの一環として見直すこととされました。

具体的には、二重前置については、国民の手続的負担や権利利益の保護レベルを考慮して全て見直しを行うとともに、

イ 不服申立ての手続に一審代替性（高裁に

(参考図表③)



○ 不服申立前置を存置する場合。

- ① 不服申立ての手続に一審代替性（高裁に提訴）があり、国民の手続負担の軽減が図られている場合（電波法、特許法など）
- ② 大量の不服申立てがあり、直に出訴されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合（国税通則法、国民年金法、労働者災害補償保険法など）
- ③ 第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されとされる場合等（公害健康被害補償法、国家公務員法など）

（備考）総務省作成

提訴)があり、国民の手續負担の軽減が図られている場合(電波法、特許法など)

ロ 大量の不服申立てがあり、直ちに訴えされると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合(国税通則法、国民年金法、労働者災害補償保険法など)

ハ 第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されると考えられる場合等(公害健康被害補償法、国家公務員法など)

以外は、不服申立前置を廃止し、国民が自由に選択できるようにすることとされました。

(注) この結果、不服申立前置について定める96法律中、68法律において特例規定が廃止・縮小され、特に、二重前置は全て解消することとされました。国税については、基本的には、審査請求の前置(請求人の選択により、直接審査請求が可)とされたところ

です。

## 2 適用関係

上記の改正は、公布の日(平成26年6月13日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています(行審法附則1)。

(注) 今回の改正が行政不服審査法を抜本的に見直すものであることから、職員の研修等を含め改正法を適正に運用する体制を構築するなどの準備期間や、国民に混乱が生じないように周知期間を十分確保する必要があること等を総合的に勘案して、施行のための準備期間を概ね2年程度設けることとされています。

(参考) 平成26年4月24日の衆議院総務委員会における行政不服審査法案提案理由説明

「……行政不服審査法案につきまして御説

明申し上げます。

この法律案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申し立ての制度について、公正性及び利便性の向上等を図る観点から、その抜本的な見直しを行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、審理の公正性の向上を図るため、原処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が審査請求の審理を行うこととするとともに、裁決に当たっては、原処分または裁決のいずれかの段階で他の第三者機関が関与する場合や審査請求人が希望しない場合等を除き、法律又は行政に関してすぐれた識見を有する者で構成される行政不服審査会等に諮問することとしております。また、審査請求人等が証拠書類等の写しの交付を求めることができることとするなど、審理手続における審査請求人等の手續保障を拡充することとしております。

第二に、国民の利便性の向上を図るため、不服申し立てをすることができる期間を現行の60日から3か月に延長することとしております。また、審査請求及び異議申し立てを審査請求に一元化するとともに、個別法における特別の定めにより、「再調査の請求」及び「再審査請求」の手續を設けることができることとしております。さらに、審査庁は、標準審理期間を定めるよう努めなければならないこととするとともに、審理を計画的に進める必要がある場合に事前に争点等を整理するための手續を設けるなど、審理の迅速化のための措置を講ずることとしております。……」

### 三 国税の不服申立手続の見直し

#### 1 不服申立ての構造（不服申立前置の見直し）

##### (1) 改正前の制度の概要

① 国税に関する法律に基づく処分についてする不服申立てについては、処分をした行政庁（税務署長、国税局長等）に対する「異議申立て」及び国税不服審判所長に対する「審査請求」の二種類の手続が設けられています。また、各種の処分に応じ、その不服申立先及び審級構成を異にしますが、青色申告に係る更正等の場合や異議申立てを経ないで審査請求をすることにつき正当な理由がある場合等を除き、まず処分をした行政庁に対する異議申立てをもってしなければならないことが原則とされています（旧通法75①②④）。

② 上記①の異議申立ての決定があった場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます（原則二段階の不服申立前置（注1））（旧通法75③）。

（注1） 異議申立てと審査請求の二段階の不服申立手続を経た後でなければ原処分の取消訴訟を提起できないことをいいます。

（注2） なお、「国税庁長官がした処分」については、国税庁長官に対する異議申立てのみの不服申立手続となっています（この国税庁長官に対する異議申立ての審理手続については、税務署長や国税局長等に対するものと同様に、国税通則法の規定によります。）。

##### ③ 異議決定を経ない審査請求

異議申立てをしている者は、異議申立てをした日の翌日から起算して3月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該申立てに係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をす

ることができることとされています（旧通法75⑤）。

##### (2) 改正の内容

##### ① 不服申立前置の見直し

今回の改正において、国税に関する処分不服がある者は、全ての処分につき、直接国税不服審判所長に対して審査請求をすることができることとされました。ただし、従前の処分庁に対する「異議申立て」については「再調査の請求」に改めるとともに、請求人の選択により、審査請求の前にこの再調査の請求をすることができることとされています（通法75①一・三②⑤）。

また、「国税庁長官がした処分」に対する不服申立てについては、国税庁長官に対する「審査請求」（改正前：国税庁長官に対する異議申立てのみ）に改めることとされました（通法75①二②⑤）。

これらの見直しに併せ、不服申立前置について定める国税通則法第115条（不服申立ての前置等）について所要の整備がされました。

これまで、二段階の不服申立前置（異議申立前置）とされてきたのは、国税に関する処分については、不服申立てがあっても、争点が整理されていない、要件事実の認定に関する見直し調査的な請求が多いことから、このような争いについては、まず原処分庁に不服を申し立てることにより、より簡易かつ迅速に事件の処理を図るとともに、争点を整理して審査請求の手続の整備充実に資する必要があることによるもので、合理的なものとしてされていました（昭和49年7月19日最高裁判決参照）。

しかし、不服申立前置のあり方については、平成23年度税制改正大綱において、納税者の利便性向上を図る観点から、争訟手続におけ

る納税者の選択の自由度を増やすことを基本に、原則として二段階となっている現行の仕組みを抜本的に見直す方向で検討を行うこととされていたところです。

こうした中、改正行政不服審査法において、①異議申立てが廃止され審査請求に一元化されたこと、②現行の異議申立ては、国税など大量処分であるものなどについては審査請求に前置して処分庁が簡易に処分を見直して決定する「再調査の請求」として規定することとされたことに伴い（行審法2、4、5）、国税通則法においても、審査請求に一元化するとともに、納税者の選択により、再調査の

請求ができることとされたものです。

また、改正行政不服審査法においては、上級行政庁の有無に関わらず、手続保障レベルの高い審査請求に一本化することとされ、最上級行政庁に対して審査請求をすることとされました（行審法4一）。これに伴い、上級行政庁がない国税庁長官がした処分についても、国税庁長官に対する審査請求とすることとされたものです。

（注） なお、この国税庁長官に対する審査請求の審理手続については、基本的に改正行政不服審査法の規定によることとされています（通法80②参照）。

（参考） 原処分別にみた不服申立ての種類及び不服申立先【改正後】

処分の形態	申立先	審査請求	
	再調査の請求	国税不服審判所長	国税庁長官
（一） 税務署長（又は税務署の職員）の処分 （1） 通常の処分 【75①一・⑤】 （2） 国税局調査課所管の処分 【75②一】 （3） 国税庁調査課所管の処分 【75②二】	○（選択可）	→◎	
	○（選択可）	→◎	
	国税局長		◎
（二） 国税局長（又は国税局の職員）の処分 【75①一・⑤】	○（選択可）	→◎	
（三） 国税庁長官（又は国税庁の職員）の処分 【75①二・⑤】			◎
（四） 税関長（又は税関の職員）の処分（注1） 【75①一・⑤】	○（選択可）	→◎	
（五） その他の税務行政庁の処分（注2） 【75①三】			◎

（注1） 税関長の処分は、内国消費税の課税、徴収に関する処分及び滞納処分です。関税、とん税及び特別とん税に関する処分は含まれません。

（注2） その他の税務行政庁の処分には、登記機関（登録免許税法にいう登記機関をいいます。）が登録免許税法第26条第1項の規定によってする認定の処分及び国土交通大臣等が自動車重量税法第12条第1項の規定によってする認定の処分があります。

（注3） なお、上記の不服申立先については、下記8 I「誤った教示をした場合の救済」（通法112）参照。

② 再調査の請求についての決定を経ない審査請求

再調査の請求をしている者は、次のいずれかに該当する場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることがで

きるものとされました（通法75④）。

イ 再調査の請求をした日（国税通則法第81条第3項（再調査の請求書の記載事項等）の規定により不備を補正すべきことを求められた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して3月を経過して

も当該再調査の請求についての決定がない場合

ロ その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

(注) 再調査の請求前置は、適法な再調査の請求をした場合にその要件を充足するものであること、「3月」とは適法な再調査の請求のために最低限必要な期間として法定するものであることから、改正行政不服審査法に合わせ、上記②イの再調査の請求をした日については再調査の請求書の記載事項等について不備の補正を求められた場合にあっては当該不備を補正した日とされ、「適法な」再調査の請求をした日から3月を経過したものであることが明確化されました（通法75④一かっこ書）。

また、再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合にも、決定を経ないで国税不服審判所長に対して審査請求をすることができること（通法75④二）とするなど、改正行政不服審査法第5条第2項と同様の改正が行われました。

### ③ その他

上記①の改正を受け、従前、青色申告に係る更正等に不服がある場合等に直接審査請求をすることができることとする規定（旧通法75④）を削除するとともに、「異議申立て」を「再調査の請求」に改めること等に伴う用語の整備など、所要の規定の整備が行われました。

## 2 適用除外(不服申立てができない処分)

### (1) 改正前の制度の概要

国税通則法第8章第1節（不服審査）又は行政不服審査法の規定による処分その他国税通則法第75条（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による不服申立てについてした処分及び国税犯則取締法に基づく処分については不服申立てをすることができないこととされています（旧通法76）。

これは、いわゆる不服申立ての適用除外（不服申立てができない処分）を規定しているもので、旧行政不服審査法第4条第1項ただし書（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）に対応するものです。

不服申立てについてした処分（異議決定及び裁決のほか、補正要求、閲覧請求についての処分等の中間処分等）に対しさらに不服申立てができることは、一つの不服申立てに子・孫の不服申立てが付随することとなり、簡易迅速性が失われるおそれがあります。不服申立ての決定・裁決に不服がある者は、決定・裁決後の原処分について次の審級の不服申立て又は訴訟を提起すべきであるとの考えから適用除外とされているものです。

### (2) 改正の内容

改正行政不服審査法においては、不作為についての審査請求についても、処分についての審査請求と同様に不服申立ての適用除外を認めることとされました（行審法7）。

このため、国税においても、改正行政不服審査法に合わせ、裁決等に係る不作為について、不服申立てができないことを明らかにすることとされました（通法76②）。

(注) 改正行政不服審査法において行政不服審査法に基づく処分に係る不作為を適用除外とした考え方

- ・ 不作為についての不服申立てが、従前の事務処理の促進に主眼を置いた制度から、今回、審査庁が申請に対し一定の処分をすべきものと認めるときは、裁決をする際に、法令に基づく申請に対して「一定の処分」をする措置をとる制度、すなわち、処分の内容の判断を伴い得る制度に改められました。
- ・ したがって、処分についての不服申立てを適用除外とする処分に係る不作為については、一般に、処分の場合と同様の趣旨で、審査請求の対象とすることにはなじまない

と考えられたものです。

※ 行政不服審査法に基づく処分についても、仮に、その不作為を審査請求の対象とした場合、同一の事件について、同一

の審査庁が同時並行的に審査を行うという実益のない事態を招くおそれがあります。

**（参考 1） 国税通則法第76条（適用除外）の整理 —行審法第 7 条（適用除外）— 【改正後】**

区 分	通則法第76条第 1 項	通則法第76条第 2 項
		通則法第75条（国税に関する処分についての不服申立て）（※）の不適用 （※）行審法第 2 条（処分についての審査請求）に相当
○通則法第 8 章第 1 節の規定による処分（一号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>決定（通法83）及び裁決（通法98）</li> <li>不服申立手続上の中間処分……補正要求（通法81③・91①）、補佐人帯同についての処分（通法84③・95の 2③で準用する84③）、閲覧等請求についての処分（通法97の 3）、不服申立てに係る国税の徴収猶予等に関する処分（通法105）、不服申立人の地位承継の不許可（通法106④）、総代の互選命令（通法108②）、参加人の不許可（通法109①）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記処分に係る不作為</li> </ul>
○行審法による処分（一号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>不作為や事実行為についての（行審法による）不服申立てについての決定及び裁決</li> <li>不服申立手続上の中間処分</li> </ul>	（行審法により適用除外・行審法 7 ①十二）
○その他通則法第75条の規定による不服申立てについてした処分（一号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>通則法第11条の規定による不服申立期限の延長申請に対する期日指定の処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記処分に係る不作為</li> </ul>
○行審法第 7 条第 1 項第 7 号に掲げる処分(二号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税犯則取締法に基づく処分</li> </ul>	（行審法により適用除外・行審法 7 ①七）

**（参考 2） 国税に関する不作為についての不服申立てについて**

改正行政不服審査法では、原則として、不作為についての審査請求も、処分についての審査請求と同じ審査庁に審査請求をすることができるよう措置することとされています（行審法 4）。なお、国税に関する法律に基づく処分については、国税不服審判所長に対して審査請求をすることとされていますが、国税不服審判所は、当該処分についての裁決権のみを付与された特別の機関であり、執行権は付与されていないため、一般監督権の行使として義務付けを行うことはできません。したがって、税務署長や国税局長の不作為について、国税不服審判所長に対して審

査請求をすることはできず、一般法たる行政不服審査法の規定により、すべて国税庁長官に対して審査請求をすることとされています。

**3 不服申立期間の延長**

**(1) 改正前の制度の概要**

不服申立ては、異議申立て又は第一審としての審査請求については、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して 2 月以内になければならないこととされています〔主観的不服申立期間〕（旧通法77①）。

（注） 異議申立てをした者がその決定を経た後の処分になお不服がある場合の審査請求は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から

起算して1月以内にしなければならないこととされています（旧通法77②）。

これらの期間を徒過すると、原則として不服申立てをすることができませんが、天災その他これらの期間内に不服申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に行うことができます（旧通法77③）。

不服申立ては、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません〔客観的不服申立期間〕（旧通法77④）。

なお、行政庁（異議審理庁）が誤って法定の期間よりも長い期間を教示した場合に、その教示された期間内にされた不服申立てについては、それが法定の期間内にされたものとみなして、救済を受けることができることとされています（旧通法77⑥）。

## (2) 改正の内容

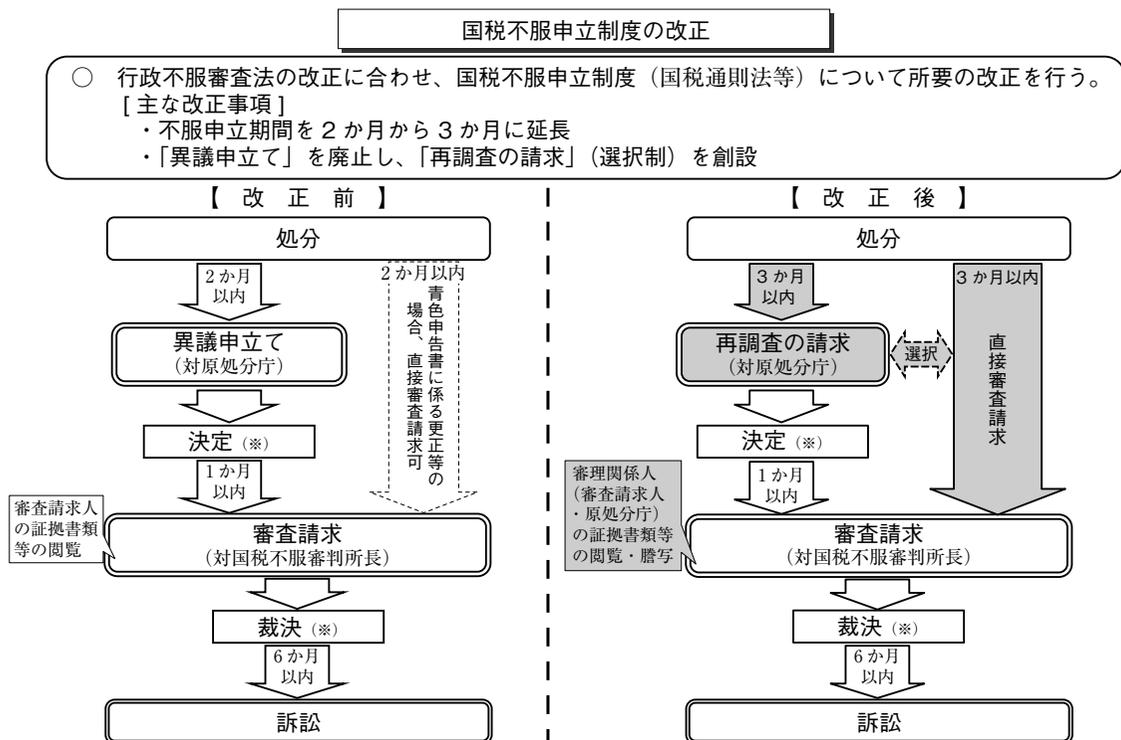
改正行政不服審査法において、主観的不服申立期間について3月に延長されました（注1）。また、その例外について、「天災その他やむを得ない理由があるとき」から、行政事件訴訟法上の出訴期間の例外（行訴法14①）と同様に「正当な理由があるとき」とされました（行審法18、54）（注2）。

この見直しに合わせ、国税に関する不服申立期間（主観的不服申立期間）についても、3月（改正前：2月）に延長するとともに、その例外について、「天災その他やむを得ない理由があるとき」から「正当な理由があるとき」とすることとされました（通法77①②）。

なお、決定に不服があり第二審たる審査請求に移行する場合の1月の不服申立期間及び1年の客観的不服申立期間は、従前どおりとされています（通法77②④）。

（注1） 今回の不服申立期間の延長については、

### (参考図表④)



不服申立人の不服申立ての機会を保障することと、不服申立てに対応する行政運営上の合理的負担等とを勘案し、3月（改正前：60日）に延長することとされたものです。

（注2）改正行政不服審査法では、行政事件訴訟法の規定に合わせ「正当な理由」があるときは、不服申立期間経過後の不服申立てができることとし国民の不服申立ての機会を拡大することとされました。このため、同様の規定を置く国税においても、「正当な理由」がある場合には不服申立期間を延長することができることとされたものです（通法77①②）。

なお、従前の天災その他やむを得ない理由による期限の延長（旧通法77③）及び誤って長い不服申立期間を教示した場合の救済（旧通法77⑥）については、この「正当な理由」に含まれることとなるため、規定が削除されています。

（※）改正行政不服審査法の「正当な理由」とは、行政事件訴訟法第14条所定の「正当な理由」と同義とされます。処分の際に、不服申立期間について、旧行政不服審査法第57条（審査庁等の教示）に基づく教示がされず、又は誤って長期の申立期間が教示され、当事者が他の方法でも申立期間を知ることができなかったような場合をいうとされ、個別の事件ごとに判断することとされています。

## 4 行政不服審査法との関係

### (1) 改正前の制度の概要

前述一3のとおり、国税に関する不服申立手続については、行政不服審査法と同一の規定を含め、国税通則法に自足的・網羅的に規定されていますが、一般法たる行政不服審査法とその特別法たる国税通則法等との適用関係については、具体的には、次のとおりとされています（旧通法80①）。

① 行政不服審査法第2章第1節から第3節まで（通則・処分についての審査請求・処分についての異議申立て）の規定は、国税（税務争訟）には適用がありません。

② 行政不服審査法の上記①以外の規定は、一般法として税務争訟にも適用されます。

③ 上記②の場合において、国税に関する法律に別段の定めがあるときは、その別段の定めは、特別法として行政不服審査法に優先して適用されます。

なお、酒税法第2章の規定による免許に関する処分は、国税に関する処分（国税の課税、徴収に関する処分又は滞納処分）とは異なり、むしろ一般の行政処分に共通しているため、国税通則法の規定によることなく、一般法である行政不服審査法の規定により不服申立て、審理及び裁決をすることとされています（旧通法80②）。

### (2) 改正の内容

今回、国税庁長官の処分に対する不服申立てが国税庁長官に対する審査請求（改正前：国税庁長官に対する異議申立て）とされたことから、その審査請求の審理手続について、基本的には、行政不服審査法の規定によることとされました（通法80②）（注）。

ただし、国税通則法第8章第1節第1款（総則）及び第4款（雑則）その他国税に関する法律に別段の定めがあるときは、その別段の定めは、特別法として行政不服審査法に優先して適用することとされます。

その他、行政不服審査法の見直しに伴い所要の整備がされました。

（注）国税庁長官がした処分に対する「審査請求」については、これまで国税不服審判所長に対する審査請求を経ることなく国税庁長官に対する異議申立てをもって行政の最終判断としてきた経緯を踏まえ、今回、基本的には、行政不服審査法の手続規定によることとされたものです（したがって、国税庁長官の処分に係るものについては審理員の指名や行政不服

審査会への諮問手続等を要することとなります。)

(参考1) 国税庁長官の処分の例

- ・ 複数の国税局の管轄区域に跨がる納税地の指定（所法18①、法法18①）
- ・ 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認の取消し（措法40②）
- ・ 特定の医療法人の法人税率の特例の適用についての承認の取消し（措法67の2②）
- ・ 連結納税の承認の取消し（法法4の5①）等

(参考2) なお、改正行政不服審査法の第6章（補則）において新設された

- ・ 「情報の提供」（不服申立てにつき裁

決等をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立ての記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならないものとする（行審法84）

- ・ 「公表」（不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないこと）（行審法85）

については、（今回、国税通則法に同様の規定は設けられていませんが、）国税にも適用されることとなります（通法80①）。

(参考) 国税の不服申立てに関する法令の適用関係【改正後】

	処分の根拠法	不服申立てに関する法令の適用関係
「国税に関する法律」(注1)に基づく処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税法</li> <li>・ 法人税法</li> <li>・ 国税徴収法</li> <li>・ 酒税法（第2章を除く。）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務署長、国税局長、税関長、登記官等の処分（通法80①） ⇒基本的に国税通則法の適用 イ 行審法第2章（審査請求）及び第3章（再調査の請求）の規定は、適用されない。 ロ 通則法第8章第1節その他国税に関する法律の別段の定め（注2）は、行審法に優先して適用される。 （→行審法の適用は同法第1条（目的等）、第82条（不服申立てをすべき行政庁等の教示）、第83条（教示をしなかった場合の不服申立て）、第84条（情報の提供）、第85条（公表）に限られることとなる。）</li> <li>・ 国税庁長官の処分（通法80②） ⇒基本的に行政不服審査法の適用 通則法第8章第1節（第2款（再調査の請求）及び第3款（審査請求）を除く。）その他国税に関する法律の別段の定めは、行審法に優先して適用される。 （→審査請求の審理手続、行政不服審査会への諮問など基本的に行審法が適用されることとなる。）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒税法第2章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）</li> </ul>	行政不服審査法の適用（通法80③）
上記以外の法律に基づく処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律</li> <li>・ 税理士法 等</li> </ul>	行政不服審査法の適用（通法75①）

- (注1) 「国税に関する法律」とは、国税の確定、納付、徴収及び還付等に関する事項を規定した法律をいい、国税通則法のほか、各種の課税要件及び内容等を定めた課税実体法（所得税法、法人税法等）、その特例法（租税特別措置法、災害減免法等）、国税徴収法及び国税犯則取締法が含まれます。なお、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、税理士法等は、含まれません。
- (注2) 「その他国税に関する法律の別段の定め」としては、国税通則法の規定（第3条、第10条、第11条、第12条～第14条、第124条）のほか、納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力（所法19、法法19、消法24等）などがあげられます。
- (注3) なお、不服申立てについてした処分及び国税犯則取締法に基づく処分については、不服申立てをすることができません（行審法7①七・十二、通法76①）。

## 5 標準審理期間の設定（創設）

### (1) 制度の内容

国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、不服申立てがその事務所に到達してから当該不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、その事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされました（通法77の2）。

### (2) 改正の趣旨

改正行政不服審査法において、審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から、審査庁となるべき行政庁は、審理期間の目安となるものとしてあらかじめ定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされました（行審法16、行審法61において再調査の請求に準用）。この改正に合わせ、国税通則法においても、同様の規定が創設されたものです。

なお、標準審理期間は、標準的な審理期間の目安を定めるものであり、具体的な標準審理期間をどのように定めるかは、決定又は裁決の権限を有する行政庁（国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長、税関長）の判断に委ねられています。

(注) 「公にする」具体的方法としては、審査請求書の提出先機関である審査庁となるべき行政

庁又は処分庁の事務所（窓口）における備付け（掲示板等への掲示等）のほか、審査庁のウェブサイトに掲載すること、審査請求をしようとする者の求めに応じて提示すること等が考えられます。

(参考) 国税庁では例年、実績の評価において、「異議申立ての3か月以内の処理件数割合」及び「審査請求の1年以内の処理件数割合」を具体的な測定指標として定めています（平成25年度の目標値はそれぞれ95%）。

## 6 再調査の請求

前述のとおり、改正行政不服審査法においては、処分庁に対する異議申立てを廃止し、最上級行政庁に対する審査請求に一元化することとされました。ただし、他の法律に特別の定めがある場合には、不服申立人の選択により、処分についての審査請求の前段階で処分庁が改めて処分を見直して決定する「再調査の請求」をすることができることとされています。

今回、国税については、この見直しに合わせ、その基本構造の例外として、「再調査の請求」を設けることとされました。

なお、国税通則法に新たに導入する「再調査の請求」については、基本的には、従前の「異議申立て」と変わりませんが、下記のⅠ及びⅡのとおり、行政不服審査法の見直しに合わせ、決定の手続等の整備が行われています。

(注1) 再調査の請求を選択した場合には、原則として、再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることは

きません。

(注2) 改正行政不服審査法における「再調査の請求」を設ける趣旨

国税に関する処分など、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量にあるような処分の場合に、審査請求手続をとる前に、その処分の事案・内容等を把握している（できる）原処分庁が、審査請求より簡略な手続により、国民の権利利益の救済をより迅速に図るとともに、審査庁の負担の軽減を図ることにあるとされています。

なお、この「再調査の請求」という文言については、法案審議において、税務調査との混同が起らないようにすべきといった指摘もありました。また、衆・参の両総務委員会における法案の可決の際に、「再調査の請求」が、処分庁が簡易に処分を見直す事後救済手続であることを国民に十分説明する旨の附帯決議がなされています（前述一2参照）。

## I 再調査の請求書の記載事項等（審理手続を経ないです却下決定の新設等）

### (1) 改正前の制度の概要

異議申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならないこととされています（旧通法81①）。

- ① 異議申立てに係る処分
- ② 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日（当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日）
- ③ 異議申立ての趣旨及び理由
- ④ 異議申立ての年月日

異議審理庁（異議申立てがされている税務署長その他の行政機関の長をいいます。以下同じです。）は、異議申立てが国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならないこととされています（旧通法81②前段）。

### (2) 改正の内容

改正行政不服審査法において、審査請求書の記載事項や補正、審理手続を経ないです却下裁決の規定（行審法19、23、24。いずれも行審法61において再調査の請求に準用）が見直されたことに合わせ、同様の定めを置く国税においても、所要の規定の整備を行うこととされました。

具体的には、次のとおりです。

- ① 再調査の請求書の記載事項として、新たに、不服申立期間の経過後に再調査の請求をする場合における国税通則法第77条第1項ただし書又は第3項ただし書（不服申立期間）に規定する「正当な理由」を記載しなければならないこととされました（通法81②）。
- ② また、再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長（以下「再調査審理庁」といいます。）は、再調査の請求書が国税通則法第81条第1項・第2項（再調査の請求書の記載事項）又は第124条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならないこととされ、補正事項の明確化が図られました（通法81③）。
- ③ さらに、上記②の場合において再調査の請求人がその期間内に不備を補正しないとき、又は再調査の請求が不合法であって補正することができないことが明らかなきときは、再調査審理庁は、国税通則法第84条第1項から第6項まで（決定の手続等）に定める審理手続を経ないで、同法第83条第1項（決定）の規定に基づき、決定で、当該再調査の請求を却下することができることとされました（通法81⑤）。

(注) 上記③の「不合法であって補正することができないことが明らかなきとき」とは、例えば、再調査の請求期間を徒過し、そのことについての正当な理由が認められないことが明らかなき場合（※）や不服申立人適格

がないことが明らかな場合等をいいます。本規定がなければ、このような場合であっても、口頭意見陳述の申立てがあればその機会を与えるなど審理手続を経た上で、決定で、却下することになります。しかし、そのような審理手続は無用であることから、今回、上記のとおり規定することとされたものです。

(※) 再調査の請求期間を徒過したことの「正当な理由」としては、改正行政不服審査法第82条に基づく教示がされず、又は誤って長期の審査請求期間が教示され、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかったような場合などがあげられます。

④ その他、用語の整備（「異議申立書」→「再調査の請求書」、「異議審理庁」→「再調査審理庁」、「異議申立人」→「再調査の請求人」）等が行われました（通法81）。

## II 決定の手続等（口頭意見陳述の整備等）

### (1) 改正前の制度の概要

審理手続において、異議申立人から口頭で意見を陳述したい旨の申立てがあったときは、異議審理庁はその機会を与えなければならないこととされています（旧通法84①前段）。この場合において、異議審理庁の許可があれば、補佐人を帯同してその場所に出頭することができます（旧通法84①後段）。また、参加人についても、異議審理庁に対する口頭による意見の陳述をすることができることとされています（旧通法109⑤による84①の準用）。

この規定は、異議申立人の権利利益を考慮して、その意見を口頭で主張する機会を与えたもので、行政不服審査法においても同様の規定（旧行審法25①②、48において異議申立てに準用）が設けられていたところでした。

(参考) 「補佐人」の例としては、通訳や（身体障害者などの）介添人等があげられます。

なお、「参加人」については、下記7「IV

請求人・参加人からの反論書・参加人意見書の提出」を参照してください。

### (2) 改正の内容

改正行政不服審査法においては、より充実した審理とするため、口頭意見陳述について、処分庁が期日及び場所を指定し、再調査の請求人及び参加人を招集してさせることとともに、その陳述が相当でない場合には、これを制限することができることとされました（行審法61による31②④の準用）。

また、再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができることとされ、再調査審理庁がその提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならないこととされました（行審法61による32①③の準用）。

この改正に合わせ、国税通則法においても同様に整備することとされたものです（通法84）。

見直し後の手続は、具体的には次のとおりとなります（次の①、②、⑤、⑥及び⑪⑫の下線部が新たに整備されたものです。その他は改正前の規定又は改正前の規定を改正行政不服審査法に合わせ整備されたものです）。

(口頭意見陳述)

- ① 再調査審理庁は、再調査の請求人又は参加人から申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」といいます。）に口頭で再調査の請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければなりません。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りではありません（通法84①）。
- ② 上記①による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」といいます。）は、再調査審理庁が期日及び場所を指定し、再調査の請求人及び参加人を招集してさせることとなります（通法84②）。
- ③ 口頭意見陳述において、申立人は、再調査

審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます（通法84③）。

- ④ 再調査審理庁は、必要があると認める場合には、その行政機関の職員に口頭意見陳述を聴かせることができます（通法84④）。
- ⑤ 口頭意見陳述において、再調査審理庁又は前項の職員は、申立人のする陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができます（通法84⑤）。

（請求人・参加人からの証拠書類等の提出）

- ⑥ 再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができます。この場合において、再調査審理庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければなりません（通法84⑥）。

（再調査の請求についての決定）

- ⑦ 再調査の請求についての決定は、主文及び理由を記載し、再調査審理庁が記名押印した再調査決定書によりしなければなりません（通法84⑦）。
- ⑧ 再調査の請求についての決定で当該再調査の請求に係る処分全部又は一部を維持する場合における上記⑦の理由は、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければなりません（通法84⑧）。
- ⑨ 再調査審理庁は、上記⑦の再調査決定書（再調査の請求に係る処分全部を取り消す決定に係るものを除きます。）に、再調査の請求に係る処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければなりません（通法84⑨）。
- ⑩ 再調査の請求についての決定は、再調査の請求人（当該再調査の請求が処分の相手方以

外の者のしたものである場合における処分の全部若しくは一部を取り消し又は変更する決定にあっては、再調査の請求人及び処分の相手方）に再調査決定書の謄本が送達された時に、その効力を生じます（通法84⑩）。

- ⑪ 再調査審理庁は、再調査決定書の謄本を参加人に送付しなければなりません（通法84⑪）。
- ⑫ 再調査審理庁は、再調査の請求についての決定をしたときは、速やかに、上記⑥により提出された証拠書類又は証拠物をその提出人に返還しなければなりません（通法84⑫）。

（注） 上記①の「申立人の所在その他の事情」

とは、例えば、申立人が矯正施設に収容されていて相当の期間出所の見込みがない場合など、申立人が再調査審理庁の指定した期日及び場所に出頭して口頭で意見を述べるのが困難である原因となる事情をいいます。

上記⑥については、従前においても、異議申立人の権利を救済する趣旨から、自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を提出することはできましたが、今回、明文化することとされたものです。

その他、「異議申立て」が「再調査の請求」に改正されることに伴う用語の整備その他所要の規定の整備が行われました。

## 7 審査請求

改正行政不服審査法においては、審理の迅速化のための措置として、審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から、口頭意見陳述の規定の整備、審理手続の計画的遂行の新設等の見直しが行われることとされました。この見直しの趣旨を踏まえ、国税通則法においても、下記のとおり、審査請求の手続及び審理手続について規定の新設等の整備を行うこととされました。

なお、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関として国税不服審判所が設置されています。改正行政不服審査法において各審理手続を行う「審理員」について

は、この国税不服審判所においてその実質審理を行う「担当審判官」が相当するものとして、規定されています。

#### （参考1） 国税不服審判所の設置

- ・ 国税不服審判所は、昭和45年の国税通則法の改正により設置（現在、東京に本部を置き、全国に12の支部（5支部に7の支所）を設置）されたものです。
- ・ 国税不服審判所は、国税局長等の執行機関から分離された、国税庁の特別の機関とされています（財務省設置法22）。
- ・ 国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決機関とされ、長官通達に示されている法令解釈と異なる解釈により裁決することができることとされています（通法78①、99）。
- ・ なお、国税不服審判所長は、その任務の重要性に鑑み、財務大臣の承認を受けて、国税庁長官が任命することとされています（通法78②）。

#### （参考2） 一般的な審理の流れ【改正前】

##### ① 形式審査と記載内容の補正等

国税不服審判所では、審査請求が法律の規定に従っているかどうかの形式的な審査（「形式審査」といいます。）を行い、審査請求人等に対して、不明な点の説明を求めたり、記載漏れ等の不備があるときは補正を求めることがあります（旧通法91①）。

##### ② 答弁書要求と担当審判官等の指定

適法な審査請求であると認められた場合は、国税不服審判所長は、原処分庁に対して審査請求の趣旨及び理由に対する原処分庁の主張を記載した「答弁書」の提出を求めるとともに、処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の提出を依頼します（旧通法93①）。

国税不服審判所長は、原処分庁から答弁書（正副各1通）が提出されたときは、その審査請求に係る調査審理を行わせる

ため、担当審判官1名及び参加審判官2名以上を指定し、答弁書副本を審査請求人に送付するとともに、担当審判官等の所属及び氏名を書面で審査請求人に通知します（旧通法94、通令33）。

##### ③ 反論書、証拠書類等の提出等

審査請求人は、送付された原処分庁の答弁書に対して反論がある場合には、自己の主張を記載した反論書や自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を提出することができます（旧通法95）。

##### ④ 閲覧請求

審査請求人は、原処分庁から担当審判官に対して任意提出された処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の閲覧を求めることができます。担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒否できないこととされています（旧通法96）。

##### ⑤ 口頭意見陳述

審査請求人は、自己の主張を書面で提出するほか、口頭で意見を述べる旨の申立てをすることができます（旧通法101による84の準用）。

##### ⑥ 担当審判官等による質問・検査

審理を行うため必要があるときは、担当審判官等は、審査請求人の申立て又は職権で、審査請求人、原処分庁又は参考人等に対して質問し、帳簿その他の物件の提出を求め、これを留置し、検査し、又は鑑定人に鑑定させることができます（通法79②、97①②）。

##### ⑦ 議決と裁決

調査・審理が終了すると、合議体を構成する担当審判官と参加審判官は、合議により審査請求に対する結論（「議決」といいます。）を出します。国税不服審判所長は、その議決に基づいて、裁決を行います（通法98③、通令35）（注）。

裁決の内容は、「裁決書謄本」により審査請求人と原処分庁の双方に通知されます。

(注) 国税不服審判所長は、議決内容により、事件の調査・審理が尽くされていないと認めるときは、再度の調査・審理を求める場合があります。

## I 審査請求の手続（審査請求書の記載事項等）

### (1) 改正前の制度の概要

#### ① 審査請求書の記載事項

審査請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならないこととされています（旧通法87①）。

イ 審査請求に係る処分

ロ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日（当該処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受けた年月日とし、異議申立てについての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には異議決定書の謄本の送達を受けた年月日とされます。）

ハ 審査請求の趣旨及び理由

ニ 審査請求の年月日

この書面（審査請求書）には、これらの事項のほか、①国税通則法第75条第4項第3号（特別な場合の審査請求）の規定により異議申立てをしないで審査請求をする場合には同号に規定する正当な理由を、②同条第5項の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には異議申立てをした年月日を記載しなければならないこととされています（旧通法87②）。

#### ② 審査請求書の補正

国税不服審判所長は、審査請求が国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならないこととされています（旧通法91①前段）。

(参考) 「相当の期間」とは、当該補正箇所を補正するのに社会通念上必要とされる期間とされ、個々の事件において個別に判断することとされています。

#### ③ 却下裁決

審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を却下することとされています（旧通法92）。

### (2) 改正の内容

改正行政不服審査法において、その審査請求書の記載事項や補正、審理手続を経ないでする却下裁決の規定（行審法19、23、24）が見直されることに合わせ、同様の規定を置く国税通則法においても、所要の規定の整備を行うこととされました。

#### ① 審査請求書の記載事項

審査請求書の記載事項として、新たに不服申立期間の経過後に審査請求をする場合における国税通則法第77条第1項から第3項までのただし書に規定する正当な理由を記載しなければならないこととされました（通法87②三）。

(注) 国税通則法第87条第2項第1号及び第2号については、従前（旧通法87②）と同様です。また、旧国税通則法第87条第4項から第6項まで（審査請求書の正副2通の提出、電磁的記録で提出する場合）については、技術的な規定のため、改正行政不服審査法に合わせ、政令で規定することとされました。

#### ② 審査請求書の補正

国税不服審判所長は、審査請求書が国税通則法第87条（審査請求書の記載事項等）又は第124条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならないこととされ、補正事項の明確化が図られました（通法91①）。

前段)。

③ 審理手続を経ないでする却下裁決

今回の改正において、審査請求人が定められた期間内に不備を補正しないときは、国税不服審判所長は、国税通則法第92条の2（審理手続の計画的進行）から第97条の4（審理手続の終結）までに定める審理手続を経ないで、同法第98条第1項（裁決）の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができることとされました。また、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときも、同様とすることとされました（通法92）。

従来、国税不服審判所においては、形式審査の結果、法定の不服申立期間経過後にされたものなど不適法な審査請求であるときは、審理の対象として取り上げない旨の「却下」の裁決を行っていたところです。

改正行政不服審査法において、審査請求人が補正に応じないとき、又は不適法であって補正することができないことが明らかなときには、審理手続を行うまでもなく、不適法な審査請求として却下することができる旨規定することとされたこと（行審法24）に合わせ、国税通則法においても同様に明文化することとされたものです。

(注) なお、従前の却下裁決の規定（旧通法92）については、同様のものが国税通則法第98条第1項（裁決）に規定されています。その他、改正の趣旨については、上記「6再調査の請求」のI(2)(注)を参照してください。

## II 審理手続の計画的進行（創設）

### (1) 制度の内容

審理関係人（審査請求人、参加人、原処分庁）及び担当審判官は、簡易・迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないこととされました（通法92の

2）。

### (2) 改正の趣旨

改正行政不服審査法において、審理員には一定の審理権限が与えられますが、審理手続を迅速に行うためには、審理を計画的に進めることが必要であり、かつ、審査請求人、参加人及び処分庁等の審理関係人が、審理を迅速に行うとの認識を共有し、相互に協力することが必要不可欠であることから、審理関係人及び審理員の責務を規定することとされました（行審法28）。

この見直しに合わせ、国税通則法においても、同様の趣旨から、審理手続の計画的進行に係る規定を設けることとされたものです。

## III 担当審判官等の指定

### (1) 改正前の制度の概要

国税不服審判所長は、答弁書が提出されたときは、審査請求に係る事件の調査及び審理を行わせるため、担当審判官1名及び参加審判官2名以上を指定することとされています（旧通法94）。

なお、担当審判官を指定したときは、遅滞なく、審査請求人にその氏名及び所属を通知しなければならないこととされています（通令33）。

### (2) 改正の内容

① 国税不服審判所において実質審理を行う担当審判官及び参加審判官について除斥事由が創設されました。

具体的には、国税不服審判所長が指定する担当審判官及び参加審判官は、次に掲げる者以外の者でなければならないこととされました（通法94②）。

- イ 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者
- ロ 審査請求人
- ハ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- ニ 審査請求人の代理人

- ホ ハ、ニであった者
- ヘ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ト 利害関係人

改正行政不服審査法において、審理を客観的かつ公正なものとすることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するため、処分に関与していないなど一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行うことを法律事項として規定することとされた（行審法9①②）ことに合わせ、国税通則法においても同様に明文化することとされたものです。

（参考）従来、国税不服審判所においては、運用上、実質的な審理を担う担当審判官等には、審査請求に係る処分に関与した者や審査請求

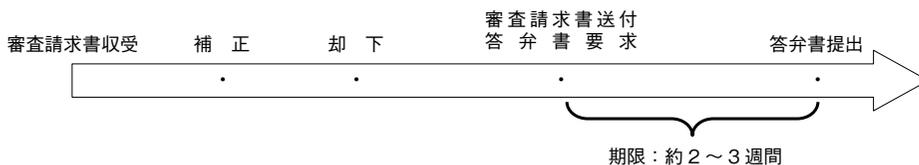
人の親族となっている者以外のものが国税不服審判所長から指定されていたところでは、

- ② また、従来「答弁書が提出されたとき」に担当審判官等が指定されていましたが、審理の迅速化の観点から、担当審判官が早期に調査審理に着手することができるよう整備（当該規定を削除）することとされました（通法94①）。

具体的には、原則として国税不服審判所長による形式審査により却下する事件を除き、補正を了した段階で担当審判官を指定することができることとされました。さらに、補正に時間を要する場合もあることから、審査請求人の主張整理を行うことを目的とした審査請求人面談等を実施するため、補正を了する前に担当審判官を指定することもできるとされています。

（参考図表⑤）

<イメージ>

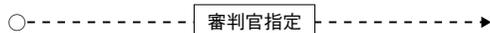


【指定時期】

（改正前）



（改正後）



Ⅳ 請求人・参加人からの反論書・参加人意見書の提出

(1) 改正前の制度の概要

審査請求人は、原処分庁から送付された答弁書に対する「反論書」又は「証拠書類若しくは証拠物」を提出することができ、担当審判官からその提出期限を定められたときは、その期間内に提出しなければならないこととされています（旧通法95）。なお、参加人についても、「証拠書類又は証拠物」の提出ができることとされ

ています（旧通法109⑤による95の準用）。

（注）「参加人」とは、①国税不服審判所長等の許可を得て、当該不服申立てに参加する利害関係人及び②国税不服審判所長等の求めに応じて、当該不服申立てに参加する利害関係人をいいます（旧通法109①②）。この利害関係人とは、不服申立人以外の者であって不服申立てに係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいい（通法109①）、例えば、抵当権の目的となっている財産を差し押さえた場合の

当該担当権者、公売財産の買受人などがあげられます。

## (2) 改正の内容

審査請求人が提出する「反論書」に加え、参加人においても審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（「参加人意見書」）を提出することができることとされました（通法95②）。

また、担当審判官は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び原処分庁に、参加人から参加人意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び原処分庁に、それぞれ送付しなければならないこととされました（通法95③）。

改正行政不服審査法において、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に与えるために、審査請求人の反論書の提出に加え、参加人の意見書の提出について規定する（行審法30②）とともに、これらが提出されたときは、他の審理関係人にそれぞれ送付する旨の規定（行審法30③）が設けられました。この見直しに合わせ、国税通則法においても、これと同様に規定することとされたものです。

（注1）参加人については、改正行政不服審査法及び国税通則法において、審査請求人、処分庁とともに「審理関係人」（行審法28①、通法92の2）として位置付けられているため、（準用形式ではなく）各手続規定に明記することとされています。

（注2）なお、審査請求人の提出できる「証拠書類又は証拠物」については、改正行政不服審査法（行審法32①）と同様に、「証拠書類等の提出」として、原処分庁の提出する書類その他の物件等について規定する国税通則法第96条第1項に規定されています。

## V 口頭意見陳述の整備

### (1) 改正前の制度の概要

異議申立て（上記6Ⅱ(1)）と同様、審査請求の場合においても、審査請求人から口頭で意見を

を陳述したい旨の申立てがあったときは、担当審判官はその機会を与えなければならないこととされています（旧通法101①による84①前段の準用）。また、参加人についても、担当審判官に対して口頭で意見を陳述することができることとされています（旧通法109⑤による84①の準用）。

この場合において、担当審判官の許可があれば、補佐人を帯同してその場所に出頭することができます（旧通法101①による84①後段の準用）。

### (2) 改正の内容

改正行政不服審査法において、口頭意見陳述について、充実した審理とするため、全ての審理関係人を招集してさせることとするとともに（行審法31②）、相当でない場合の陳述の制限（行審法31④）、申立人の処分庁等に対する質問（行審法31⑤）が規定されました。

今回、この見直しに合わせ、国税不服審判所における審査請求においても、担当審判官が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集して口頭意見陳述をさせることとされました（通法95の2③による84②の準用）。また、申立人は、担当審判官の許可を得て、処分の内容及び理由に関し、原処分庁に対して質問を発することができることとされました（通法95の2②）。

具体的には次のとおりです（次の①から③及び⑤、⑥の下線部が規定の新設など整備された部分です。）。

① 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、担当審判官は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければなりません。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りではありません。（通法95の2①、同③による84①ただし書の準用）

② 上記①による意見の陳述（以下「口頭意見

陳述」といいます。)に際し、上記①の申立てをした者は、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができます(発問権)。(通法95の2②)

- ③ 口頭意見陳述は、担当審判官が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせることとなります。(通法95の2③による84②の準用)
- ④ 口頭意見陳述において、申立人は、担当審判官の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。(通法95の2③による84③の準用)
- ⑤ 口頭意見陳述において、担当審判官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができます。(通法95の2③による84⑤の準用)
- ⑥ なお、参加審判官は、担当審判官の命を受け、上記②の許可及び上記⑤の行為をすることができます。(通法95の2④)

(注) 上記①の「申立人の所在その他の事情」については、上記6の「Ⅱ 決定の手続等」(2)(注)を参照してください。

なお、上記②の発問権の規定は、対審的構造を採らない再調査の請求における口頭意見陳述にはない規定です。審査請求人の質問権を担保する観点から、原処分庁の出席を前提として設けられています。

## Ⅵ 審理のための質問、検査等

### (1) 改正前の制度の概要

担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人又は参加人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができますこととされています(旧通法97①、109④)。

- ① 審査請求人若しくは原処分庁又は関係人その他の参考人に質問すること。
- ② 上記①に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管

者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

- ③ 上記①に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。
- ④ 鑑定人に鑑定させること。

国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、担当審判官の嘱託により、又はその命を受け、上記①又は③の行為をすることができます(旧通法97②)。

### (2) 改正の内容

上記(1)のとおり、改正前は、担当審判官等の職権調査については、審査請求人又は参加人の申立てにより、又は職権で、質問、検査等の行為をすることができることとされていましたが、今回の改正において、審査請求人又は参加人に加え、原処分庁も申立てができることとされました(通法97①)。

今回、原処分庁にも閲覧等の請求ができることを明文化すると同様に(下記Ⅷ参照)、より当事者間の審理の公平を確保する等の観点から、審理関係人(当事者)たる原処分庁にも担当審判官等による職権調査を求めることができるよう整備することとされたものです。

その他、改正行政不服審査法に合わせ、担当審判官等は、物件の提出要求について、「相当の期間を定めて」することとされました(通法97①二)。

(参考) 第三者機関である社会保険審査会等においても処分庁(当事者)が鑑定等の処分の申立てをすることができることとされているところです(社会保険審査官及び社会保険審査会法40等)。

## Ⅶ 審理手続の計画的遂行(創設)

### (1) 制度の内容

担当審判官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、

迅速かつ公正な審理を行うため、国税通則法第95条の2（口頭意見陳述）から第97条第1項（審理のための質問、検査等）までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができることとされました（通法97の2①）。

なお、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、電話等により、意見の聴取を行うことができることとされています（通法97の2②）。

また、担当審判官は、意見聴取を行ったときは、遅滞なく、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結の予定時期を決定し、審理関係人に通知することとされています（通法97の2③）。

## (2) 改正の趣旨

改正行政不服審査法においては、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑である場合には、弁明書及び反論書が提出されたのみでは審査請求の趣旨や審査請求人と処分庁の主張の対立点等を正確に把握できないことが考えられることから、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るため、審理員は、このような場合を始めその他の事情によりその迅速、公正かつ適正な審理を行うため必要があると認めるときは、改正行政不服審査法第36条（審理関係人への質問）に基づく質問を適切に行いつつ、争点及び証拠の整理を行うことができるよう、審理関係人を招集し、あらかじめ、審理手続（口頭意見陳述や物件の提出要求等の同法31条から第36条までに定める審理手続）の申立てに関する意見の聴取を行うことができることとされました（行審法37①②）。

また、当該意見の聴取は、審理の迅速化の観点から行うものであるから、それ以降の手続が計画的になされるよう、審理員が審理関係人に審理予定を通知することとされました（行審法

37③）。

この見直しに合わせ、国税通則法においても、同様の観点から、審理手続を計画的に遂行するための規定が設けられたものです（通法97の2）。

（参考） 従来、国税不服審判所では、担当審判官、審査請求人又はその代理人（以下「審査請求人等」といいます。）及び原処分庁との間で、事件の理解を共通にし、主張及び争点を明確にすることにより、適正かつ迅速な裁決に資するとともに、透明性の確保を図るため、担当審判官が審査請求人等及び原処分庁と同席の上、当事者から主張等について説明を求めること（同席主張説明）を、運用上、行ってきたところです。

## Ⅷ 審理関係人による物件の閲覧等

### (1) 改正前の制度の概要

原処分庁は、処分の理由となった事実を証する書類その他の物件を担当審判官に提出することができることとされ、審査請求人は、担当審判官に対し、原処分庁から提出された当該物件の閲覧を求めることができることとされています（旧通法96①②）。なお、この閲覧請求権の規定は、参加人にも準用されています（旧通法109⑤による96②③の準用）。

### (2) 改正の内容

改正行政不服審査法においては、審査請求人又は参加人の手続保障の充実を図る見地から、閲覧請求権の対象を、処分庁等から提出されたものに限らず、処分庁等以外の所持人から提出された物件等についてもその対象とするとともに、閲覧に限らず、写し等の交付を請求することができることとされました（行審法38①）。

今回、この見直しに合わせ、国税通則法においても、審理関係人（審査請求人、参加人及び原処分庁）は、担当審判官に対し、担当審判官が所持する証拠書類等（職権収集資料）の閲覧又は写し等の交付を求めることができることとされました（通法97の3①）。

具体的には、次のとおりとされます。

- ① 審理関係人は、審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、国税通則法第96条第1項若しくは第2項（証拠書類等の提出）又は第97条第1項第2号（審理のための質問、検査等）の規定により提出された書類その他の物件の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を財務省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができます。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができません（通法97の3①）。
- ② 担当審判官は、上記①による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類その他の物件の提出人の意見を聴かなければなりません。ただし、担当審判官が、その必要がないと認めるときは、この限りではありません（通法97の3②）。
- ③ 担当審判官は、上記①による閲覧について、日時及び場所を指定することができます（通法97の3③）。
- ④ 上記①の交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において一定の手数料を納めなければなりません（通法97の3④）。
- ⑤ 担当審判官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、④の手数料を減額し、又は免除することができます（通法97の3⑤）。

(注1) 上記①については、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月26日 閣議決定）において「証拠書類の閲覧・謄写の範囲については審査請求人と処分庁のバランスを踏まえつつ拡大する方向で、それぞれ検討を行う」こととされていたところ  
です。

閲覧請求者については、従来、閲覧請求権は審査請求人と参加人（旧通法109⑤）について規定され、「原処分庁」について閲覧請求権の規定はありませんでした。今回の改正においては、審理手続の透明性を向上させるとともに、当事者間の審理の公平を確保する観点から、「審理関係人は……書面の交付を求めることができる」こととされ、原処分庁においても閲覧又は写し等の交付を請求できることが確認的に規定されました。

なお、今回、閲覧等のできる対象範囲についてその拡充がなされましたが、衆・参の両総務委員会における行政不服審査法案の可決の際に、審理手続における審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧・謄写について検討を行う旨の附帯決議がなされています。

(注2) 上記②については、担当審判官が閲覧をさせ、又は写し等の交付をしようとするときは、改正行政不服審査法（行審法38②）と同様、その閲覧等の可否について適切に判断することができるようにするため、物件の提出人の意見を聴くこととされています（通法97の3②本文）。

ただし、提出人の意見を聴くまでもなく閲覧等の求めに対する判断が可能であり、担当審判官がその必要がないと判断したときは、意見を聴かなくてもよいこととされています（通法97の3②ただし書）。

(注3) また、写し等の交付を受ける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において手数料を納めなければなりません（経済的困難その他特別の理由があるときは、減額又は免除できることとされています。）が、その納付方法や手数料の額、減免することができる場合及びその手続については、今後、行政不服審査法施行令の制定に合わせ、国税通則法施行令で定

めることとなります（通法97の3④⑤）。

## Ⅸ 審理手続の終結（創設）

### (1) 制度の内容

新たに審理手続の終結の際の手続が次のとおり規定されました。

- ① 担当審判官は、必要な審理を終えたとき認めるときは、審理手続を終結するものとされました（通法97の4①）。
- ② 上記①に定めるもののほか、担当審判官は、次のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができることとされました（通法97の4②）。

イ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる規定の相当の期間内に、当該(イ)から(ホ)までに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

(イ) 国税通則法第93条第1項前段（答弁書の提出等） 答弁書

(ロ) 同法第95条第1項後段（反論書等の提出） 反論書

(ハ) 同法第95条第2項後段 参加人意見書

(ニ) 同法第96条第3項（証拠書類等の提出） 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

(ホ) 同法第97条第1項第2号（審理のための質問、検査等） 帳簿書類その他の物件

ロ 国税通則法第95条の2第1項（口頭意見陳述）に規定する申立てをした審査請求人又は参加人が、正当な理由がなく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

- ③ 担当審判官が上記①②の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとされました（通法97の4③）。

### (2) 改正の趣旨

改正行政不服審査法においては、迅速な処理及び審理関係人の手続的権利を保障する観点から、必要な審理を終えた場合や相当の期間内に書面が提出されない場合等に、審理員は、審理手続を終結し、その旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を審理関係人に対し通知する旨の規定が創設されました（行審法41）。

この見直しに合わせ、国税通則法においても、同様の趣旨から、審理手続の終結に関する規定が設けられたものです。

## X 裁決の方式等

### (1) 改正の概要

改正行政不服審査法（行審法50①（裁決の方式）、51①④（裁決の効力発生））に合わせ、国税通則法においても同様に、次のとおり整備が行われました。

- ① 裁決は、次に掲げる事項を記載し、国税不服審判所長が記名押印した裁決書によりしなければならないこととされました（通法101①）。

イ 主文

ロ 事案の概要

ハ 審理関係人の主張の要旨

ニ 理由

- ② 国税通則法第84条第8項（決定の手続等）の規定（再調査の請求に係る処分全部又は一部を維持する場合におけるその維持される処分を正当とする理由の明示）は、上記①の裁決について準用されます（通法101②）。

- ③ 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における国税通則法第98条第3項（裁決）の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に裁決書の謄本が送達された時に、その効力を生じます（通法101③）。

- ④ 国税不服審判所長は、裁決書の謄本を参加人及び原処分庁（国税通則法第75条第2項（第1号に係る部分に限ります。））に規定する

処分に係る審査請求にあっては、当該処分に係る税務署長を含みます。）に送付しなければなりません（通法101④）。

## 8 雑則

### I 誤った教示をした場合の救済

#### (1) 改正前の制度の概要

国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤って当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、旧国税通則法第75条第4項第2号（教示をしなかった場合の審査請求）の規定により審査請求がされた場合を除き、当該行政機関は、速やかに異議申立書又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を不服申立人に通知しなければならないこととされています（旧通法112①）。

上記により異議申立書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、初めから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなされます（旧通法112②）。

#### (2) 改正の内容

① 国税に関する法律に基づく処分（再調査の請求をすることができる処分に限ります。次の②において同じです。）をした行政機関が、誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、国税不服審判所長に審査請求がされた場合であって、審査請求人から申立てがあったときは、国税不服審判所長は、速やかに、審査請求書を再調査の請求をすべき行政機関に送付しなければならないこととされました。ただし、国税通則法第93条第3項（答弁書の提出等）の規定により審査請求人に答弁書を送付した後は、この限りでないこととされています

（通法112②）。

② 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、当該税務署長、国税局長又は税関長は、速やかに、再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付しなければならないこととされました（通法112③）。

③ 上記①②により審査請求書又は再調査の請求書等の送付を受けた行政機関又は国税不服審判所長は、速やかに、その旨を不服申立人及び参加人に通知しなければならないこととされました（通法112④）。

④ その他、従来、異議申立てのみでできることとされている国税庁長官に対する不服申立てが審査請求となることに伴う整備が行われました（通法112①⑤）。

改正行政不服審査法では、再調査の請求を選択制とすることに伴い、再調査の請求をすることができる処分についての教示は、再調査の請求か審査請求のいずれかをすることができる旨を教示すべきこととなりますが、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨の教示をせずに再調査の請求をすることができる旨のみを教示することもあり得ます。そのため、このような場合の救済手続を新たに設けることとし、再調査の請求がされた後においても、再調査の請求人からの申立てがあった場合には、処分庁が審査庁となるべき行政庁に再調査の請求書その他の関係書類を送付する手続を整備し、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなすこととされました（行審法22④⑤）。

また、上記と同様の観点から、再調査の請求をすることができる処分について、処分庁が誤ってその旨の教示をせずに審査請求をすることができる旨のみを教示した場合の救済手続を新たに設けることとし、審査請求がさ

れた後においても、弁明書が審査請求人に送付されるまでの間は、審査請求人からの申立てがあった場合には、審査庁が処分庁に審査請求書等を送付する手続を整備し、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなすこととされました（行審法55）。

この見直しに合わせ、国税通則法においても、改正行政不服審査法と同様の規定を置くこととされたものです。

## Ⅱ 国税庁長官に対する審査請求書の提出等

### (1) 制度の内容

- ① 国税庁長官に対する審査請求をする場合における審査請求書の記載事項について、行政不服審査法第19条第2項（審査請求書の提出）に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号又は法人番号を記載することとされました（通法113の2①）。

#### (参考) 改正行政不服審査法

（審査請求書の提出）

第19条（省略）

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審査請求に係る処分の内容

三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日

四 審査請求の趣旨及び理由

五 処分庁の教示の有無及びその内容

六 審査請求の年月日

3～5（省略）

- ② 国税庁長官に対する審査請求（税務署長の処分で、その処分に係る調査が国税庁の当該職員によってされた旨の記載がある書面によ

り通知されたものに係るものに限ります。下記⑤において同じです。）は、当該審査請求に係る処分をした税務署長を経由してすることもできます。この場合において、審査請求人は、当該税務署長に審査請求書を提出してするものとされます（通法113の2②）。

- ③ 上記②の場合には、審査請求書を提出された税務署長は、直ちに、審査請求書を国税庁長官に送付しなければなりません（通法113の2③）。

- ④ 上記②③の場合における審査請求期間の計算については、当該税務署長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなされます（通法113の2④）。

- ⑤ 国税庁長官は、国税庁長官に対する審査請求についての裁決をした場合には、裁決書の謄本を、審査請求人のほか、参加人及び当該審査請求に係る処分をした税務署長に送付しなければなりません（通法113の2⑤）。

### (2) 改正の趣旨

今回の改正においては、国税庁長官処分に対する審査請求については、基本的には、行政不服審査法によることとし、国税に関する法律に別段の定めがあるときは、その別段の定めは、特別法として行政不服審査法に優先して適用することとされています（通法80②）。

このため、審理手続以外の雑則的な手続で国税特有なものを規定することとされたものです。

なお、上記(1)①については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行（平成28年1月1日を予定）により、国税不服審判所も含め税務署長等に提出される全ての申告書、申請書等に個人番号又は法人番号を付することとされたため、行政不服審査法の定めるところにより提出されることとなる「国税庁長官処分に係る審査請求書」について、所要の整備が行われたものです。

(参考図表⑥) 国税の不服申立てに係る審理手続の概要（行審法と通則法の対比表）

(凡例 ◎：新設規定)

項目	改正前		改正後		
	行政不服審査法	国税通則法	行政不服審査法	国税通則法	
共通					
・標準審理期間の設定	—	— (注)	◎ 新設 (16条・61条)	◎ 同左 (77条の2)	
再調査の請求	○ 請求人等の申立てにより実施 (25条①・48条) ○ 補佐人とともに出頭可 (25条②・48条) —	○ 同左 (84条①前段・109条⑤) ○ 同左 (84条①後段・109条⑤) —	○ 同左 (31条①・61条) ○ 同左 (31条③・61条) ◎ 期日・場所を指定、請求人等を招集して実施 (31条②・61条)	○ 同左 (84条①) ○ 同左 (84条③) ◎ 同左 (84条②)	
	・請求人・参加人からの証拠書類等の提出	○ (26条・48条)	—	○ (32条①③・61条)	◎ 新設 (84条⑥)
	・審理手続の計画的進行	—	—	◎ 新設 (28条)	◎ 同左 (92条の2)
・原処分庁からの答弁書の提出	○ (22条)	○ (93条)	○ (29条)	○ (93条)	
・担当審判官等（審理員に相当）の指定	—	○ 担当審判官等の指定 (94条) — (ただし、除斥事由は運用上実施)	◎ 審理員の指名 (9条①) ◎ 除斥事由の追加 (9条②)	○ 担当審判官等の指定 (94条①) ◎ 同左 (94条②)	
・請求人等からの反論書・参加人意見書の提出	○ 反論書の提出 (23条) —	○ 同左 (95条)	○ 同左 (30条①) ◎ 参加人の意見書の提出を認容 (30条②)	○ 同左 (95条①) ◎ 参加人意見書の提出を認容 (95条②)	
審査請求	○ 請求人等の申立てにより実施 (25条①) ○ 補佐人とともに出頭可 (25条②) —	○ 同左 (84条①前段・101条①・109条⑤) ○ 同左 (84条①後段・101条①・109条⑤) —	○ 同左 (31条①) ○ 同左 (31条③) ◎ 期日・場所を指定、審理関係人を招集して実施 (31条②) ◎ 原処分庁に対する質問権の認容 (31条⑤)	○ 同左 (95条の2①) ○ 同左 (84条③・95条の2③) ◎ 同左 (84条②・95条の2③) ◎ 同左 (95条の2②)	
	・請求人・参加人及び原処分庁からの証拠書類等の提出	○ (26条・33条①)	○ (95条・96条①・109条⑤)	○ (32条①②)	○ (96条①②)
	・審理のための質問、検査等	○ (27条、28条、29条、30条)	○ (97条・109条④)	○ (33条、34条、35条、36条)	○ (97条)
・審理手続の計画的遂行（争点及び証拠の整理）	—	— (ただし、争点整理は運用上実施)	◎ 新設 (37条)	◎ 同左 (97条の2)	
・審理関係人による物件の閲覧等	○ (原) 処分庁から提出された物件について閲覧可 (33条②③) —	○ 同左 (96条②③・109条⑤) —	◎ 対象を審理員が職権で収集した資料にも拡大 (38条) ◎ 閲覧対象書類の写しの交付についても認容 (同上) —	◎ 対象を担当審判官が職権で収集した資料にも拡大 (97条の3) ◎ 同左 (同上) ◎ 審査請求人等のほか、処分庁による物件の閲覧等の認容 (同上)	
・審理手続の終結	—	—	◎ 新設 (41条)	◎ 同上 (97条の4)	

(注) 実績の評価において、「異議申立て3か月以内の処理件数割合」及び「審査請求1年以内の処理件数割合」をそれぞれ95%以上とする目標を設定。

### Ⅲ その他

上記のほか、3月後の教示（通法111①）について、改正行政不服審査法と同様の見直しを行うとともに、国税不服審判所（同78①）、税務署長を経由する再調査の請求（同82）、併合審理（同104①）、不服申立てと国税の徴収との関係（同105②③⑧）、総代（同108⑤）、不服申立ての前置等（同115①）について、国税庁長官に対する不服申立てが審査請求となる（改正前は国税庁長官に対する異議申立てのみできる）こととされたことに伴う整備等が行われました。

## 9 国税通則法以外の改正

### I 国税徴収法の改正

#### (1) 改正前の制度の概要

国税徴収法においては、滞納処分に関する不服申立てについて、滞納処分手続の安定を図り、かつ、換価手続により権利を取得し、又は利益を受けた者のこれらの権利、利益の保護を図るため、不服申立期間（上記3）を制限する特例を規定しています（旧徴法171）。

① 具体的には、滞納処分について次に掲げる処分に關し欠陥があること（次のイに掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含みます。）を理由とする異議申立て（国税通則法第11条（災害等による期限の延長）又は第77条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したものを除きます。）は、これらの規定にかかわらず、それぞれ次に定める期限まででなければ、することができないこととされています（旧徴法171①）。

イ 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）から2月を経過した日

ロ 不動産等についての差押え その公売期日等

ハ 不動産等についての国税徴収法第95条（公売公告）の公告（同法第109条第4項

（随意契約による売却）において準用する第96条（公売の通知）の通知を含みます。）

から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

ニ 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

② 上記①は、異議申立ての場合に限らず、旧国税通則法第75条第1項第2号口若しくは第4項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第115条第1項第3号（訴えの提起の特例）の異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるときの訴えの提起の場合にも適用されます（旧徴法171②）。

③ また、公売処分等に係る異議申立書等の提出時期については、滞納処分に係る手続の安定及び買受人の権利保護の観点から、国税通則法第22条（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）に定める郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす規定は適用せず、民法上の原則たるいわゆる到達主義によることとされています（旧徴法171③）。

#### (2) 改正の内容

上記3(2)のとおり、不服申立期間が延長されたことから、上記(1)①イの督促に関して欠陥があることを理由とする不服申立て（再調査の請求又は始審的審査請求（再調査の請求を経ないでする審査請求）に限ります。）について、その不服申立期間をその督促に基づく差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）から3月（改正前：2月）を経過した日までに延長することとされました（徴法171①一）。

また、改正行政不服審査法において、異議申立てを廃止し審査請求に一元化することとされ、再調査の請求が選択制とされたことから、本規

定について、再調査の請求及び始審的審査請求に係るものをまとめて「不服申立て」として規定する等所要の整備を行うこととされました（徴法171①～③）。

## Ⅱ 税理士法の改正

### (1) 登録を拒否された場合等の審査請求

#### ① 改正前の制度の概要

##### イ 登録を拒否された場合の審査請求

税理士の登録は、日本税理士会連合会が行っていますが、日本税理士会連合会は、登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、かつ、税理士法第24条各号（登録拒否事由）のいずれにも該当しない者であると認めるときは、税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は税理士法第24条各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければなりません（税理士法22①）。

この場合において、

(イ) 税理士の登録を拒否された者は、その登録拒否処分に不服があるとき、

(ロ) 登録申請書を提出した者は、申請書を提出した日から3月を経過しても、その申請に何らの処分も行われぬ場合には、その登録が拒否されたものとして、

それぞれ国税庁長官に対して行政不服審査法の定めるところにより審査請求を行うことができることとされています（旧税理士法24の2①②）。

また、これらの審査請求に理由があると認められるときは、国税庁長官は日本税理士会連合会に対して、登録、その他相当の処分をすべき旨を命じなければならないこととされています（旧税理士法24の2④）。

##### ロ 登録の取消し

日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次のいずれかに該当するとき

は、資格審査会の議決に基づき、その登録を取り消すことができることとされています（税理士法25①）。

(イ) 税理士となる資格又は登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして登録申請書を提出し、その申請に基づきその登録を受けた者であることが判明したとき

(ロ) 心身の故障により税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者に該当するに至ったとき

(ハ) 2年以上継続して所在が不明であるとき

この登録を取り消された者は、上記イと同様に、国税庁長官に対して行政不服審査法の定めるところにより審査請求を行うことができることとされています。

また、これらの審査請求に理由があると認められるときは、国税庁長官は日本税理士会連合会に対して、相当の処分をすべき旨を命じなければならないこととされています（旧税理士法25③による24の2①④の準用）。

#### ② 改正の内容

上記①イ及びロの場合における審査請求は、国税庁長官を日本税理士会連合会の上級行政庁とみなして、行政不服審査法の規定（同法第25条第2項及び第3項（執行停止）、第46条第1項又は同条第2項（処分についての審査請求の認容））を適用することとされました（税理士法24の2④、25③による24の2①④の準用）。

これは、従来の取扱いと異にするものではありませんが、行政不服審査法との適用関係を明確にするため、他法（他士業）と同様に、整備することとされたものです。

なお、税理士法第24条の2第1項に規定する「審査請求」は行政不服審査法によるものであることは明らかであるため、法律名の引

用が削除されています（税理士法24の2①）。

3・4（略）

### （参考）改正行政不服審査法

（執行停止）

第25条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4～7（略）

（処分についての審査請求の認容）

第46条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

### (2) 意見の聴取

#### ① 改正の内容

国税不服審判所の担当審判官又は行政不服審査法第9条第1項（審理員）の規定により国税庁長官若しくは地方公共団体の長が指名した者（改正前：国税不服審判所の担当審判官又は地方公共団体の長）は、租税についての審査請求（改正前：不服申立て）に係る事案について調査する場合において、当該審査請求に関し税務代理権限証書を提出している税理士があるときは、当該税理士に対してその事案に関し意見を述べる機会を与えなければならないこととされました（税理士法35③）。

これは、改正行政不服審査法において、審理手続を行う者が同法第9条第1項に定める審理員とされたこと、国税庁長官及び地方公共団体の長に対する不服申立てが審査請求に一元化（一本化）されたことから、「不服申立て」を「審査請求」に改める等、所要の整備が行われたものです。

### (3) 懲戒の手続等

#### ① 改正前の制度の概要

財務大臣は、税理士の懲戒処分をする場合には、諮問機関である国税審議会の議決に基づいてしなければならないこととされています（旧税理士法47④）。

ところで、旧行政不服審査法第47条第3項ただし書は、処分庁は、審議会等の議決に基づいて行われる処分について、異議申立てによりその処分を取り消すとき又は変更するときは、改めて審議会等の議決を経なければならないこととされています。

これは、処分庁は、当該処分そのものを当該審議会等の答申に基づいてしていることから、その取消し又は変更をする場合も当該審議会等の意見を尊重すべきとの理由によるものであり、税理士の懲戒処分についても適用

対象となっていました。

#### (参考) 旧行政不服審査法

(決定)

第47条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分（事実行為を除く。）についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4・5 (略)

#### ② 改正の内容

懲戒処分に係る審査請求について、行政不服審査法第46条第1項（処分についての審査請求の認容）の規定により裁決をしようとするときも、国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならないことが、税理士法上、明文化されました（税理士法47④後段）。

改正行政不服審査法では、旧行政不服審査法第47条第3項ただし書の規定について、対象となる類型が限定されていること等から、

削除することとされ、必要に応じて個別法において措置することとされました。このため、今回、従前の考え方を維持し、税理士の懲戒処分に係る審査請求について、行政不服審査法第46条第1項（処分についての審査請求の認容）の規定により裁決をしようとするときも、国税審議会の議決に基づいてしなければならないこととし、その旨の規定を税理士法上設けることとされたものです。

### Ⅲ その他

上記Ⅰ、Ⅱのほか、所得税法第19条、法人税法第19条、消費税法第24条及び地価税法第14条（納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力）について、国税通則法上「異議申立て」が「再調査の請求」に改められたことに伴う所要の規定の整備が行われ、また、相続税法附則第3項、自動車重量税法第16条（過誤納の確認等）、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）及び第63条（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）について、国税通則法第75条の改正等に伴う所要の規定の整備が行われました。

### 10 適用関係

上記1から9までの改正は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（公布の日（平成26年6月13日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から適用されます（整備法附則1）。

## 四 行政手続法の改正の概要

### 1 改正の概要

行政手続法は、申請に対する諾否の処分、不利益処分、行政指導等について行政機関が守るべき手続を定めるものとして平成5年に制定されたも

のです。平成17年の改正では、いわゆるパブリックコメント手続が追加されています。

今回、行政不服審査法の全面改正と相まって（注1）、国民の権利利益の保護を更に充実させる観点から、次のとおり、書面で具体的な事実を摘

示して一定の処分又は行政指導を求める制度、違法な行政指導の中止等を求める制度等を整備することとされました。

なお、国税の手続についてもこれらの適用を受けることとされています（注2）。

以下、行政手続法の見直しの概要について、説明します。

（注1） 行政訴訟制度については、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備の観点から、平成16年に、処分がされる前の段階で行政に処分を命じるよう求める義務付けの訴え（行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟）の法定化など司法における救済範囲を拡大する見直しを図られたところです。

このようなことも踏まえ、今回、処分に関する不服申立手続について定める行政不服審査法の抜本的な見直しに併せ、行政手続法が対象とするような処分がされる前の段階や処分以外の行政の行為についても、国民の権利利益の救済手段の充実・拡大を図る観点から、一体的に見直すこととされたものです。

（注2） 税務行政における処分や行政指導については、国税に関する法律において独自の手続体系が整備されている等の理由から、国税通則法の規定により、処分については、理由の提示を除き、第2章（申請に対する処分）及び第3章（不利益処分）の全て、行政指導については、第4章（行政指導）のうち、第35条第2項（行政指導に係る書面の交付）及び第36条（複数の者を対象とする行政指導）が適用除外とされているところです（通法74の14①②）。

今回、国税においても、上記の行政手続法の改正の趣旨等に鑑み、今回の見直し後の行政手続法の規定を適用することとされました。

## （1） 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠等を示さなければならないものとされました（行手法35②）。

（注1） 行政機関が、許認可等に関する権限を行使することができないにもかかわらず、その権限を行使し得る旨を殊更に示して行政指導を行うことは、行政指導に従うか否かの判断の任意性が損なわれるおそれがあることから、行政手続法第34条により禁止されています。

しかしながら、行政指導の相手方が、行政機関が許認可等に関する権限を行使することができるか否かが分からない場合には、行政指導を行う者の言動等から行政機関が許認可等に関する権限を行使し得る可能性を恐れ、行政指導に従わざるを得ないと考える事態も生じ得るところです。

このため、今回、許認可等をする権限を有する行政機関が行政指導をする際に、当該権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、許認可等の根拠条項や当該権限の行使が許認可等の要件に適合する理由を併せて示さなければならないとされたものです。

### （参考） 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第34条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（注2） 「許認可等をする権限」とは、申請に基づ

いて許可、認可等の処分（拒否処分を含みます。）をする権限をいい、「許認可等に基づく処分をする権限」とは、許認可等に係る行為が、適正でない認められることから、当該状態の解消を図るため、業務の運営等の改善措置をとることを命じる権限等をいいます。いずれも行政手続法第34条の規定と同じ意義です。

(注3) 国税関係の行政指導では、例えば、青色申告の承認申請者又は青色申告者に対し、行政指導に従わない場合には、却下又は承認の取消処分をし得ることを示しつつ、帳簿書類の備付け等に係る指導を行う場合等に、適用になるものと考えられます。

## (2) 行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限ります。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとされ、申出を受けた行政機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととされました（行手法36の2）。

(注1) 行政指導は、行政機関が一定の行政目的を達成するために、当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲内で国民に対し、その必要性に理解を求め自主的な協力を要請する柔軟な働きかけであり、それ自体で国民の権利義務に変動を及ぼすものではありません。このため、行政処分のように事前の弁明・聴聞のような手続はなく、また、不服申立てをすることもできません。

しかし、法律に基づき違法行為の是正を求める勧告などは、行政機関が法律の要件に従って判断することとされており、勧告

に従う法的義務はないとしても、公表された場合の社会的影響など事実上の不利益を及ぼし得ることから、処分に近いものと考えられます。

そのため、今回、法律に基づき、法令に違反する行為の是正を求める行政指導については、行政機関が、行政指導の相手方からの申出に基づき、当該行政指導が法律の定める要件に適合するかについて改めて調査し、必要と認める場合には行政指導の中止等の措置をとることとする手続を制度化することとされたものです。

(注2) 具体例として、国については、違法な個人情報保護の取扱いの是正を求める主務大臣の勧告（勧告を受けた者が従わなかったときは、主務大臣は、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる）や、雇用機会均等法に違反する事業主に対する是正を求める厚生労働大臣の勧告（勧告を受けた者が従わなかったときは、厚生労働大臣は、その旨を公表することができる）などが考えられます。

国税関係では、例えば、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第84条第1項に基づく「酒税の保全のための勧告等」が該当するものと考えられます。

## (3) 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限ります。）がされていないと思量するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとされ、申出を受けた行政庁又は行政機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとされました（行手法36の3）。

（注1） 現行の行政手続法においては、事業者等の法令に違反する行為により国民が不利益を被る場合があっても、その是正を行政庁に求める手続は設けられておらず、国民の救済手段の充実が求められていたところです。

また、行政庁の側からみても、適正な行政運営の観点から、法令違反の事実を是正しなければならないのは当然のことであり、直接不利益を被る者でない者からの申出であっても、適正に対応することが求められます。

これらを踏まえ、今回、公正・透明な行政運営を確保するとともに、国民の救済手段の充実・拡大を図る観点から、法令違反の事実を知る者からの申出に基づき、行政庁又は行政機関が必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、必要な処分等を行う仕組みを法律上設けることとされたものです。

なお、この「処分等の求め」は、申出を端緒として、行政庁又は行政機関が適正な規制・監督を実行することを目的とするものであるため、「何人」も申出をすることができますが、一方で、通常の処分で見られるような国民と行政庁との関係とは大きく異なることなども考慮し、申出に対して法律上の応答義務は課されていません。

（注2） 具体例として、「処分」としては、

- ・ 腐敗・有毒食品の販売禁止、家畜伝染病にかかった獣畜の肉の販売禁止等の規定に違反した食品製造業者、飲食店等に対して厚生労働大臣又は都道府県知事がする食品廃棄命令等（食品衛生法第54条第1項）
- ・ 排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあるばい煙排出業者に対して都道府県知事がするばい煙発生施設構造改善命令等（大気汚染防止法第

（参考図表⑦）

国民の救済手段の充実・拡大～行政手続法の改正～

○ 不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付ける。

〔見直し内容〕

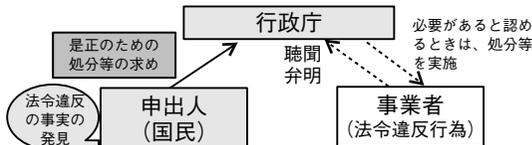
- （1）（法令違反の事実を発見すれば）是正のための処分等を求めることができる。（第36条の3）
  - ・ 国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの
- （2）（法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に）中止等を求めることができる。（第36条の2）
  - ・ 法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付けるもの

《改正前》

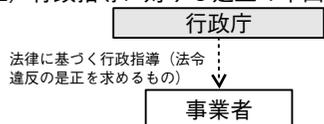
（1）一定の処分を求める申出



《改正後》



（2）行政指導に対する是正の申出



（備考）総務省作成

14条第1項)

- ・ 特定行政庁（建築主事を置く市町村の長、都道府県知事）がする違反建築物除却等の命令（建築基準法第9条第1項）
  - ・ 市町村長がする違反建築物改築等の命令（景観法第64条第1項）などが、
- 「行政指導」としては、
- ・ 国土交通大臣による基準不適合自動車の改善勧告（道路運送車両法第63条の2第1項）
  - ・ 厚生労働大臣が性別にかかわらず均等な募集・採用の機会を与えていない事業主に対してする改善勧告（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第29条第1項）

などが考えられます。

国税関係では、国税通則法に基づく更正・決定処分や国税徴収法に基づく滞納処分等が該当するものと考えられます。

## 2 適用関係

この法律は、平成27年4月1日から適用されま  
す（行手法附則1）。

**（参考）平成26年4月24日の衆議院総務委員会に  
おける行政手続法の一部を改正する法律案  
提案理由説明**

「……行政手続法の一部を改正する法律案  
につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、行政不服審査法の改正に  
併せ、国民の救済手段を充実・拡大させる  
観点から、不服申し立ての対象とならない  
処分前の手続や行政指導に関する手続につ  
いて所要の規定の整備を行うものであり、  
法令に違反する事実の是正のための処分又  
は行政指導を求めることができる、処分等  
の求めの手続や、法令に違反する行為の是  
正を求める行政指導の相手方がその中止等  
を求めることができる、行政指導の中止等  
の求めの手続を新設することとしておりま  
す。……」